

参議院農林水産委員会會議録第十九号

(二五二)

昭和四十九年四月二十六日(金曜日)

午後一時八分開会

委員の異動

四月二十六日

選任

若林 正武君

吉田忠三郎君

補欠選任

小川 半次君

高橋雄之助君

辻 一彦君

出席者は左のとおり

委員長

理事

委員

田口長治郎君

棚田 四郎君

温水 三郎君

平泉 涉君

堀本 宜実君

神沢 浄君

工藤 良平君

杉原 一雄君

辻 一彦君

沢田 実君

塚田 大願君

農務大臣

農林大臣

倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官

水産庁長官

内村 良英君

事務局側

常任委員会専門員

竹中 護君

説明員

外務省大臣官房

審議官

外務省欧亜局外

務参事官

運輸省港湾局管

理課長

海上保安庁警備

救難部長

参考人

東京工業大学助

教授

大日本水産会専

務理事

黒沢 一清君

森沢 基吉君

本日、初村瀧一郎君の指名に御一任願いたいと思

存しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認めま

す。

それでは理事に高橋雄之助君を指名いたしま

す。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、漁業災害補償法

の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法

及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

案、沿岸漁場整備開発法案、以上三案を一括して

議題とし、参考人の意見を聴取いたします。

参考人として東京工業大学助教授黒沢一清君及

び大日本水産会専務理事森沢基吉君の御出席をい

ただいております。

この際、参考人の方々に御一言申し上げます。

本日は御多忙のところ、本委員会に御出席をい

ただきまして、まことにありがとうございます。

厚くお礼を申し上げます。参考人におかれま

しては忌憚のない御意見を述べてくださいませう

冒頭をお願いいたします。

なお、議事の進め方といたしましては、最初に

参考人からお一人約二十分間程度御意見を述べ

いただき、引き続き委員の質問があれば質疑に

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任につい

ておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行

なうと存じます。理事の選任につきまして

とえば同法案第二条にうたつてありますようなヘドロのしゅんせつ作業をどんなに懸命にやっても、あとからあとから汚染物質が流れ込んでくるということであつてはどうにもならないのであります。この法案はこの点では完全に受け身でありまして、その他のいましがた申し上げました漁場資源関係諸法についてもそうでございます。

したがって、この法案の趣旨、精神が生かされる条件は、水産関係の資源関係諸法律や制度が総合的に運用されるということ、同時に、単に農林省、水産庁だけでなく、すべてのわが国の省庁が、沿岸海域を国民資源として守り、そうして育てるのだという、そういう基本方針を堅持すること、また、国民の一人一人が海を大切にするという理念に徹し、そうした理念に従つた行動をするということとを前提にすることであると私は思うのであります。したがって、また、この法案の内容は常に国民的立場で方向づけられなければならないという立場にあるはずであります。後に時間があつたら触れたいと思ひますけれども、地方自治体や漁業協同組合などの自主性を尊重するという正しい基本方針をこの法案は持つておりますが、このことが同時に、資源そのものの合理的な利用という見地と矛盾するということがあつてはならないはずであります。

また、たとえば沿岸漁場のある地域のヘドロのしゅんせつ作業といったような問題は、中央政府の責任において行なうべき事業でありまして、そうした体制あるいは技術が徐々に整備されてくるならば、直ちにこれを国の責任において実施するという方向を持つことが展望されていなければならぬと思ひます。これらの点について、さらに具体的な意見も、私個人としてないわけではございませんが、この点については一応意見は差し控えておきます。

第二には、漁場の多面的な有用性をほんとうに生かしていく、つまり沿海の総合的高度利用ということ、ことばでよく言いますが、これをほんとうに生かしていくことのために、その

問題のキーになる――かぎになるものをつかんでいけるもの、すなわち生産的漁民というものをほんとうに維持し発展させていくということであると私は思うのです。いましがた申し上げましたように、沿海海域というものは、全体として一つの生きものである。この生きた体系を、私どもの専門用語では生態系と申しております。エコロジ、そういうふうな考へております。この生きものの体系である沿海をそのようなものとして、まさに生きものとして、いわば本能的につかみ、日常の産業活動を通じて守り育てているというのがまさに生産的漁民でございまして、ところが、この生産的漁民が、いまや漁場の破壊、所得の格差、文化格差という圧力のもとで人口の流出を余儀なくされております。沿岸漁業の真の生産力のない手が弱体化しつつあるのが現実でござい

ます。沿岸漁場の危機というのはいまや漁民の経済危機とまではいへない現象でございまして、生産的漁民が工業へと流出していく、生産的漁民が遊漁案内業者へと転換していく。この遊漁問題については議論の余地がございしますが、とにかくこういう傾向を、やむを得ない、当然だと。そういうふうな傍観的な態度で見るとすれば、そういう人々は国民資源である漁場破壊を肯定するものだとわれわれは見ざるを得ません。生産的漁民不在の海について沿岸海域保全、漁場開発などといったものは、から文句であります。いまや沿岸漁場の問題について、もしも日本人、そうしてわが国の政府とがまじめに考えようというならば、万難を排して生産的漁民を維持する方策を打ち出すべきであります。この命題は、いわゆる経済合理性で計算して成立するものではないと思ひます。日本人の生活条件としての沿海を保全開発するという経済外の人間の価値を基礎に据なければ、この緊急命題は成立し得ぬものと私は考へております。

申し上げるまでもなく、このような緊急命題は、単に水産庁という限られた一官庁だけの力で十分背負い切れるようなものではございません。

海洋時代のスタートを象徴するはずの例の海洋博の準備の進んでいる今日、水産庁という小さな官庁に沿岸資源の問題、海洋資源の問題の責任を負わせ、あるいは海洋の問題が各省庁の間でばらばらに扱われているというこの現状はノーマラルだとは思ひきれないものであります。

そこで、このようなわれわれの持つてい

るビジョンの立場からいって、ほんとうにそれを懸命に実現していこうという、そういう努力を水産庁の中に見ることができるとすれば、今回のたとえは

流ということとそれから漁場の造成ということが実際にはうまく結びついていないのが現実でござい

ます。そういう観点から申しますと、今回の法案は、たいへん前向きなものでございまして、いよいよわれわれの産業にも本格的な体制づくりの第一歩をしるす可能性が与えられるという希望が持てる

と私は見ております。なお、今日の漁場開発技術は、正しい意味での生態学的基礎を踏まえたものでなければならぬと思ひますのでありまして、この点では、たとえばヘドロのしゅんせつ一つをとってみても、これを形式的にあるいは機械主義的に、とにかくそこにあるものを取ればよいといったような考え方はだめでござい

同組合の持っている輝かしい伝統の裏にある悪い保守的な側面が災いしないとも限らないという危惧をわれわれは持っているからであります。また、今日の新しい条件の中に漁民の自主性を正しく發揮させるためにもこの仕事は必要なことであると思うからでございます。

以上、非常に原則的なことばかり申し上げましたけれども、私の意見の陳述を終わらしていただきます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(初村清一郎君) ありがとうございます。

それでは森沢参考人をお願いいたします。

○参考人(森沢基吉君) ただいま黒沢先生は、三法の御審議に関連をして、沿岸漁業の問題を対象にいろいろ意見を述べられましたので、私は、むしろ遠洋、沖合い漁業あるいは国際漁業が置かれていた環境なり、それに対する対応策なりというふうな点のお話を申し上げて、三法の御審議の御参考になれば幸いです、そういうふうに思うわけでございます。

それで、もう私がとかく申し上げるまでもございせん。いま私、業界の立場からはっきり申し上げますと、水産を取り巻く内外情勢まことに多端でございまして、第一点は国土開発とか、産業開発による公害等によって沿岸漁業が追い詰められてきつたという国内的な問題が第一点。

それから第二点は、きょうの私の主題でございすけれども、国際規制並びに海洋法によるいんなきびしい締めつけが日本の国際漁業の上に大きくのしかかりつつあるということ。

それから第三点は、先般来の漁業用燃料の値上げあるいは漁業用資材の値上げ、二倍にも三倍にもなっておりますが、この中で、ほかの製品のよに、直接、魚の価格を生産費に反映できない仕組みになっている水産の立場というものは経営上から見て非常に苦しくなるであろう。まあ、この三点に要約できると思います。

それで、日本の総漁獲高は約一千万トンでございますが、その中で遠洋あるいは沖合い、沿岸、

いろいろ農林省の統計の中で出ておりますけれども、この十年間の傾向は沿岸漁業が浅海増殖の伸び以外では非常に停滞的である。ほとんど沿岸の漁船漁業というのは数量的には伸びておりません。これに比べて、遠洋漁業でございすとか、国際漁業でございすとかいうのは特定魚種の増加もございまして、非常に日本の総水揚げ高の比重は大きくなっておるといことがいえると思います。こまかい数字は複雑でございすので失礼をいたしますけれども、大体昭和四十七年の政府の統計だと遠洋漁業が海面総漁獲高の三九%でございす。これが十年前は三一%でございす。それから沖合い漁業が三六%、これは十年前とあまり変わりません。

そういうわけで、遠洋、沖合い漁業合わせまして実に七五%の比重を持つておるといことをまず第一に申し上げておきたいと思うのでございす。というのは、いろいろ国際規制なり海洋法の影響を受けます階層は、この日本の漁業の中の大きな柱になっております遠洋、沖合い漁業がまともに国際情勢をかぶるという意味でたいへん大きな問題になるわけでございす。

で、私たちは国際漁業ということばを使いますが、これは特に定義があるわけではございせんが、要するに遠洋漁業それから沖合い漁業を含めまして、いろいろ国際条約の規制水域で操業する漁業並びに外国の基地を基地として操業する漁業などを総称して国際漁業と称しております。

で、国際漁業の総漁獲高は約四百七十万トンでございすから、日本の総漁獲高の半分近いものが国際漁業のウェイトであると、こういうことでございす。国際情勢をまともに受けるこの漁業というものが日本の水産業にとってはもちろんのこと、日本の動物たん白食料政策に対して非常に大きなインパクトを与えるおそれが出てきた、こういうことを率直に申し上げたいと思います。

もう先生方御案内のことでございますが、昭和四十七年の、一昨年の暮れに出しました農林省の動物たん白摂取量の統計を見ますと一日三・七

グラムだと。そのうち、鯨を含めまして一七・四グラムが水産物ですから、五一・三%程度が実に水産物によってまかなわれておると。今後もおそらく畜産物と水産物フィフティ・フィフティぐらいで供給をしなきゃならぬと思いますが、畜産につきましては、えさの問題その他必ずしも楽観できず、大きくゆれ動いております。したがって、水産がだめになっても、畜産で動物たん白食料を供給できるという安易な考え方はやはりとることができませんので、何としても、日本の沖合い、遠洋漁業、ことばをかえますと、国際漁業というものは、食料政策という立場から維持振興する御政策をおとりいただく必要があるだろうし、また、業界自体もそれに対応する体質改善をする必要があるということをお願いしたいわけでございす。

もちろん輸入もふえていくと思いますが、現在約六十万トン程度が水産物の輸入で、日本はアメリカ合衆国に次いでいまは世界第二の水産物の輸入国でございすけれども、一千万トンの総漁獲高の中の六十万トン、これもしかも、エビとか、フィッシュミールとか、特定のものでございすので、いたずらに輸入だけに今後、依存するといふわけにはもちろんまいらない。というのは、日本人のように、多種類に、水産物を摂取する国民のために、魚をとってくれる国は、世界のどこにもないわけでございすから、これはどうして、われわれの手でとって、国民に供給しなきゃならぬ。輸入がふえましても限度がある。ことばをかえますれば、自給率の問題が、農業でいま議論されておりますが、わが水産業は、自給率は非常に高いのでございす。何とかして、この線をダウンさせないようにもっていく必要が食料政策の面からあるであろう、こういうことでございす。それで、国際情勢のきびしさというのはいろ

うございす。私は三つあると思います。

その第一点は、この六月から十週間、カラカスで開かれます国連第三次海洋法会議の動向、もう新聞紙上、あるいは政府からの御説明でいろいろ

先生方御案内のことでございますが、これが第一点。

第二点は、わが国が加盟いたしております、いろいろな漁業条約によってできております国際漁業委員会におけるきびしい規制の強化。

第三点は、日本列島の周辺におきます外国漁船の操業の問題。日本列島の周辺もいまや国際漁場になりつつございす。先般、新聞紙上をにぎわしましたソ連船のサバの漁獲などこの一例でございす。

この三つが、私は、日本の漁業を取り巻く国際情勢の最近の動きだと思っておりますが、一番問題になりますのは、この海洋法の動向でございす。国際委員会の問題は、実は海洋法の問題とやらはらでございまして、非常に関連が深いございす。が、いずれにいたしましても、世界の動向は、開発途上国はもちろんのこと、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア等を含めまして、大体領海十二海里、さらに経済水域あるいは漁業水域として二百海里と、こういうものが、どうやら世界の動向になりつつあるようでございす。新聞情報でございすからわかりませんが、どうやらアメリカ、ソ連も二百海里に傾きそうだといふふうな、ぶつそうな情報もわれわれ聞いております。わが国の立場といたしましては、政府は、世界的な合意が得られるならば、三海里を十二海里に踏み切ると、さらにいたすに広範な経済水域的なものを設けることは水産物の合理的利用という意味から言って適当でない。ただ、開発途上国、あるいは重く水産業に依存している特定の国については、ある程度沿岸国に優先を与える考慮はすべきだといふ意見、一昨年の夏のジュネーブの拡大海底平和利用委員会でも小曾大使から提案をしておられますけれども、いずれにしましても、二百海里という広い水域が何らかの意味合いによって沿岸国の強い主導のもとに入る可能性というのは濃くなってきたわけでございす。われわれはこれまで狭い領海、広い公海ということ

で世界をまたにかけて水産物を採捕してきたわけ

でございますが、もうこういう時代は過ぎ去りましたが、この二百海里の中で行なわれている国際漁業の比重というものが非常に大きいだけに、国連の海洋法会議においてはひとつ日本の案を、最後までがんばり切れるとは、私は、率直に申し上げて思っておりませんけれども、できるだけ強く押し出して、たとえある程度の広い海域が設定されても、その内容につきましては、十分水産物の利用という面から見て、また、世界人類の食糧の供給という面から見て、また、世界人類の食糧の供給の御努力をいたさなければならぬ、こういうふうに思うわけでございます。

二百海里の中で、現在わが国際漁業がとっております漁獲の比重は八四・五％でございます。百海里の中では七八・二％、五十海里では四三・八％、まあ二百でも百でもたいして変わりございませんが、理論的にかりに二百海里から全部締め出されるとしますと、わが国際漁業の八五％がアウトになる、こういうことでございます。もちろん開発途上国は全面的に締め出すとは決して申ししておりません。いろいろ入漁料を払えとか、経済協力、技術協力をしろというようなことで条件を出して、リーダーシップをとろうとしておりますから、海洋法がさき申し上げた方向に落ち着いて、日本の遠洋漁業が一五％しか残らぬということでは決してございせんけれども、それほど大きな比重を、国際漁業というものが、海洋法の関連で持つておるといことは非常に重大でございします。で、特に先生方に御了解を賜りたいことは、いまモスクワで日ソ漁業交渉中でございますけれども、この四百七十万トンの二百海里——主として二百海里の中でございしますが、国際漁業の漁獲高のうち、南のほうでとられているもの、おもにマグロとかトロールでございしますが、これは七十万トンでございします。したがって、わが国際漁業の四百七十万トンのうち四百万トンは、主として北洋漁業であり、一部いま政府交渉が始まるうとしております中国沿岸大陸における以西漁業である。したがって、われわれは、海洋

法の問題というのは南北問題であるというふうに考えがちでございますが、水産業については南北問題もろんでございしますけれども、むしろ私は、北洋漁業の問題であると。私は直ちに對ソ連—對カナダ、對アメリカの問題であると、それだけに非常に処理がしにくいということを心配をしております。それで、日本は海洋法会議において世界の孤児になつてはなりませんけれども、この事態を食料問題という高い立場から十分踏まえて対処していただきますと、えらいことになるのではないかとこの心配をしております。

それで、私なりに率直に要望なり意見を申し上げますと、第一点は、この国際漁業委員会の規制の強化にも関連いたしますが、ひとつ腰を据えてしっかりとした漁業の外交を政府はやってもらいたい。これは単に水産庁に要望することではございせん。日本の外交の中で、漁業外交ということばはあまりなじまぬことばでございすけれども、腰を据えて、ひとつ日本人はこれだけ魚を必要とする国民なんだということを十分腹に据えて、しっかりとした漁業外交をやっていたらいい。ただ、話がつけばいいという簡単なものではございせん。いまのモスクワの交渉においても毎年毎年じり貧でございすけれども、ここらにも私たちが業界の責任もございすけれども、また日ソ漁業交渉のあり方等についても大いに申し上げたいこともたくさんわれわれもあるわけでございします。

いずれにしても、南北問題あるいは東西問題を問わず、漁業の強力な外交を展開をして、いろいろな国と漁業協定、漁業協力協定を結び、日本の漁船の操業が実質的に広い経済水域の中で確保されるという手を打っていただくことがまず第一でございします。それには水産庁の機能も非常に私はまだブーアだと思ひます。最近機構改革もありましたけれども、まだまだ多くの国を相手にして交渉を行なうには非常にブーアである。現在日本は民間協定を含めて二十の漁業協定に入っておりますが、とてもこれだけをこなすスタッフが水産

庁には十分でございせん。これは一挙に整備できるものではございせんけれども、そこらもお考えいただきたい。日本よりも水揚げの少ない国で、漁業省を持つている国が世界に八カ国もございします。ソ連とかペルー、ノルウェー、中国、南ア連邦ですら漁業の省を持つています。こういう実態でございすので、何もいま漁業省をつくれという意味で申し上げるんじゃなくて、国際漁業に対応する政府の、特に水産庁の強い機構、こういうものを今後引き続いてお考えをいただく必要があるということでございます。

第二点は、技術経済協力と十分提携をする漁場の確保を進めていただきたい。これは先年、先生方の非常なお骨折によりまして、海外漁業協力財団というものができ上がりまして活動を開始いたしましたおかげで、予算も逐次ふえつつございしますが、現在でもファンドは二十五億でございします。われわれは少なくとも百億ぐらいを最低限にしたファンドを持つ財団で、しかも、政府がでないもって流動的な交渉がこの財団の融資を背景に開発途上国などできることを期待をいたしております。さらにこの財団の機能は、出資当時はおもに南北問題でございしますが、北洋漁業等々の先進国に対しても機能する財団であるべきであると、こういうふうに思ひます。たとえば技術協力の問題は、アメリカ、カナダ、ソ連ともございすし、なかなか進みませんけれども、日ソ共同サケ・マス・化増殖事業というふうなものが将来話ができまう場合には、業界が負担しなければならぬ部分につきましては、この財団がソフトローンをやるというような考え方だつてあり得るではないか。したがって、現在の財団は南北問題だけの財団ではなくて、北洋対策、つまり東西問題の財団にも将来成長していくべきであるという考え方を持つております。

それから第三は、新しい漁場の開発をさらに積極的に進めるべきである。これは沿岸開発も当然入りますけれども、特に遠洋の開発はまだまだ努力をすれば私は開発の余地はあつた、こういう

ふうに見ております。先年、海洋水産資源開発推進法で特殊法人のセンターができて上りまして、非常にいま活動を続け、南大洋のオキアミでございすとか、ニュージーランドのイカでございすとか、新しい資源の開発が進みつつあります。水産物の需給のアンバランスを解消するためにも、また世界の爆発的にふえる人口に対応していくためにも、私は、技術を持った日本が新しい漁場の開発というものに十分努力をして、これを国際機関なりほかの国にも提供をするということによって、日本漁業の、特に遠洋漁業の安定化の道を見つけたということも非常に重要であらうと思ひます。日本の漁業だけの海洋水産資源開発であつてはなりませんで、世界の漁業のための海洋水産資源開発、漁場開発の使命というものをやはり世界第一の漁業国である日本は持っているんじゃないだろうか、そういうふうに思うわけでございします。

それからさらに第四番目は、もう現在大手がやっておりますが、もう水域の中でやる方法としては、合併事業として向こうのフラッグのもとで操業するという方法でできる限り積極かつ多彩に進める方法も一案であらうと思ひます。ただ、中小漁業は、大手のように簡単には合併事業というわけにまいりませんので、問題が残りますが、これも海洋法に対応する一つの方法でございします。

以上、いろいろ遠洋漁業の比重と海洋法等を中心とした問題を申し上げましたが、いま御審議中の沿岸漁場整備開発法案は、私は実は海洋法対策の重大な一つの柱であるというふうにいつも申し上げております。というのは、日本の周辺の漁場というのは、世界でもこれは有数の漁場でございします。この漁場をよごしっぱなしにして、また、十分開発投資の努力をしないで、われわれがほかの国の沖合にあるいは地先で操業をさせてほしいということをお願いして、これは、世界的には通用しない理論でございします。したがって、われわれは、今後、国際会議に臨みまして、日本の政府は、日本の周辺においてこういう法律を

出して、大きな事業として再開をやっておるんだ、これでもなおかつ、日本人の食べる魚は十分確保できないんだということで初めて、海洋法会議において日本の立場を強く主張することができたという意味合いから、御審議中のこの法案というのは、遠洋漁業にも海洋法にも非常に重大な影響を持つと、こういうふうにも思います。それだけに昭和五十年からの事業実施につきましては、ひとつ思い切った事業の肉づけを御検討を国会においていただき、政府のほうを御奨励をいただきたい、こう思うわけでございます。農業の土地改良等には比べますと、水産の漁場開発という金額はあまりにも僅少でございます。これはわれわれ業界の責任もございまして、ひとつこの法案の御審議にあたりまして、そういう点も十分御考慮をいただきたいということを申し上げまして、たいへんざっぱくでございますが私の意見の陳述を終わります。

○委員長(初村謙一郎君) ありがとうございます。

それでは参考人に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○杉原一雄君 最初の黒沢参考人の御意見も、非常に傾聴に値しておるわけなんです。で、先生の研究の領域を越えているかもしれないが、先ほどへドロの問題で、非常に貴重な警告を受けたわけですから、特にまた第二次公害の問題が出てくるに当たってね。たとえば具体的に富山の伏木の港があるわけですが、そこは化学工場、紙工場があって、相当のへドロが沈積しておるわけなんです。それを今度あるところへ動かすと、港湾審議会でもそのことを決定したんです。が、しかし、住民には二次公害を起さないように努力するということとを果はつとめて説得しているわけですが、それはなかなか住民はわからないわけですね。その点、先生のほうで、それは技術的にもこうすれば可能だということを、先生の研究の領域の中で発言ができれば見解を聞きたいということが一つあります。

その次は、森沢さんに、ついでですが、いまほくらは、食糧の世界危機の問題を大きく農業白書も唱えているくらいですから、とらえているわけなんです。で、魚と気象との関係ですね、なかなか最近発表された黒潮の流れの変化などをいろいろ聞きながら憂慮しているわけなんです。で、私は日本海に面しているものだから、日本海に限ってもし気象と海流との変化が、魚の動態に大きな影響を及ぼしているということなど、特に大きな視点から眺めたい、たとえば、私は、子供の時から日本海に湯あみをしながら生きてきたわけですが、ほんとうに若い子供の時は、イワシ、イワシでもうとてもじゃないけれども、こやしにしてしまわなければもう始末に困ったんです。それが、このごろイワシは貴重品になりつつある。また、私の県ではブリが十一月、十二月ごろ、これはまた天下一品のおいしい魚ですが、まあ来たり来ぬだりというふうなことで、非常にでき、ふできが年によって違いますが、そうした動向等の中に、一つの一定の気象の変化の流れがあるならば、それはどういふ方向で気象が流れてくるかということなどもお聞かせいただきたい。まあそれは対策といたしても、そう簡単に対策が出る性質のものではないでしょうけれども、そうしたことを水産業界のまとめ役をしておいでになる森沢さんのほうで、もし資料なり考え方なり、洞察された問題点があるならばお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(黒沢一清君) それでは、へドロしゅんせつの第二次公害問題でございまして、うまい技術上の情報はないかと伺われますと、ないというふうな回答はほかにないんです。われわれ科学者の中で非常に重要なトピックスとして、かなり前から提起されておりますけれども、ほとんど手がついておりません。聞くところによりますと、水産庁当局では、ことしあたりから実際にその問題、第二次公害問題についての技術上の調査を始めたばかりだと、こういうことを最近聞いておりますが、とにかく非常に官庁としては、おく

れてはおりますけれども始めているということ、知見はこれから出るということでありまして。これはそんなに困難な問題だとはわれわれは見えておらないのです。予測しておらないのです。やればできるということでありまして。ただ海は生きものでございまして、地上の土をこちからこちへ持っていくというふうなぐあいにはいきませんが、生物学的に非常に複雑なメカニズムがありまして、そこらのことを考えていくスタッフはおります。われわれの頭の中にもすぐ勘定できるようなスタッフはおります。ただ、やるかどうかの決意が問題だと思ひます。

次に重要なことは、そういうことがわからなければ、技術上の問題がはつきりとアカデミックにわからなければやれないのかということ、そうではないということが大切なことで、産業はほとんど日動きますから、そういう中でどうするか。これはまさに社会的、政治的、行政的な問題であって、その中心の発想は住民とほんとうに一緒に考える、漁民と一緒に考えるということしかないという事です。これに徹底してやる。もう官庁はしかられっぱなし、学者はもうしかられっぱなし、そういう中でほんとうの知恵が出るんだということだけは言えると思ひます。

以上でございます。

○参考人(森沢基吉君) 気象異変のお話でございまして、十分データも持っておりませんが、非常に俗っぽい話で恐縮でございますけれども、大体におきまして、いろいろ気象異変で農作物等が不作であるというふうなときには、漁業につきましても、必ずしも漁獲状況はよくないというふうな過去の例が多いようでございます。まあ、必ずしも一致しない場合もありますけれども、大体において農業で冷害等が起る場合には、漁業等におきましても、沿岸の魚が浮き上がったたり、いろいろいわゆる冷害的な現象を起すということ、おかの気象状況がいいときには、海の漁業のコンディションもいいということは、私は、従来の経過から申し上げられるんじゃないかと、こういう

ように思ひます。

まあ、最近北半球が冷えつつあるという学説があるようでございます。これはここ五年や十年の話ではないんでしょうが、それとは関連ございませんでしょうが、ことしあたりは、寒流の影響が、太平洋岸等では非常に強く出まして、例のオットセイなどが福島県の沖あたりにもかなり回避をいたしております。そういうこともございまして、御指摘の日本海がどうだということになりますと、私、特にデータも知識も持ちませんが、過去におきまして、おもに山陰地方を中心にいわゆる海の冷害が起って漁業者が非常に困りました。天災融資法のような法律を御発動いただいたこともございまして。

ただ、海の生産力というのは非常におもしろいんで、昔は、マイワシが百万トン台を、この一つの魚種で突破する唯一の魚種でございましたが、何らかの原因でマイワシがだんだんなくなってくる、今度はカタクチイワシがふえ、サバがふえ、あるいはイカがふえるということで、海の総量というものは、内部の魚種的な構造には浮沈がございまして、全体的にはバランスがとれている。非常にこれはおもしろいことでございまして、これも、日本の周辺においても、世界的にもそういうことが言えます。最近マイワシの量が復活してきたようでございますが、その理由なり、原因は、私、十分解明されていないと思ひますけれども、そうゆうふうな、バランスはとれているようでございます。

それで、業界としては、水産庁の御援助でできました漁海況予報センターというものがございまして、ここを中心にそういうデータを集めまして、いろいろ漁業者の方にあと無限の情報を提供するというような仕事を現在やっております。もちろん私たちの組織のメンバーでございまして、おもしろい漁海況予報センターを中心に、いま先生のおっしゃるようなことは、漁民にいろいろ情報を与える姿勢ができておるといふことをあわせて申し上げておきます。十分お答えになりませんけれども

も……。

○鶴岡哲夫君 たいへんいい御意見を聞かしていただきまして感謝いたしております。

二つほどお尋ねをしたいと思います。一つはいまお話のありましたように、沿岸海域、これは国民の共有の資源だというお話ですね、全く同感であります。しかし、現実には、もう海の埋め立てというものが、海岸の埋め立てがむやみやたらとやられてきたわけですね。これは日本の重化学工業というものが、石油にしても、鉄材にしても、全部輸入しているところから臨海工場地帯というものが出てきている。そのために、日本の沿岸という沿岸は、まず至るところ埋め込まう。その場合に、漁協が持っている海域、それを漁業権さえ売つたら簡単に埋められるということになつていくんですね。両隣りの漁協が反対しても、あるいはその前側にある漁協が反対してみても、どうにもならないという実情のようですね。これは私は、いまの海の埋め立てについては根本的に考えなければならぬと思う。

【委員長退席、理事高橋雄之助君着席】

で、漁民は賛成をしましても、その漁協が賛成しても、そうでない人が一ぱいいるわけなんですけれども、やらせてしまうわけですね。ですから、沿岸海域というのは、それは国民共有の資源だということををはっきり踏まえた公有水面等埋め立てのことを考えていかないとうとうどうにもならぬ。両隣の漁協もどうにもならぬわけですね。そこら辺を私は根本的に考えなければならぬのじゃないかと思うのですけれども、ただ、不幸にいたしまして、私、まだそこまで十分承知をしておらぬものですか、どういふもんだろうなあと思っておるわけですね。それが一つです。

もう一つは、いまの二百海里の問題で、北のほうは一応おきまして、南のほうなんですけれども、南のほうについて大手のほうは、いまお話のありましたように、合弁資本をつくつてやるという手もありますし、あるいはその国との間に何かの協定をつくつてやるということも十分考えられ

ます。しかし、中小の場合はもう手の出しようがないという現状じゃないかと思うのです。そこで、中小の漁業資本について何かまとまて——まとまてといいますが、まあ協同組合みたいなものといいますが、何かまとまて形になつて大手と同じようなやり方ができるようにやる必要があるのではないかと。そういう点を心配をしたり、考えたりしているわけですが、その中小についてどういふふうなお考えを持っていられませんかお尋ねしたいわけですね。

○参考人(黒沢一清君) それでは第一のほうの問題にお答えしますが、漁業協同組合が漁業権の免許主体になつていて、その漁業権を売つてしまふ、事実上売るといふやうな関係で、海面が工業資本にとつてかなりかたてに利用されてしまふという事実があるわけですが、これをどう考えるかというその考え方については別として、それを防止する方策をどうするかということ

は、私、法律のことはよく存じませんが、現在の漁業法の考え方では、日本の漁場というものは国有ではございませんか。私は法律をよくわかりませんが、国有だといふふうに理解しておりますが、それを漁業協同組合が自由にできるというのには、どうも法律解釈上どういふメカニズムになつておるか、私は先生の御質問自身が私よくわからないので、世の中が狂っているのじゃないかというのをわれわれはよく申し上げておりますが、もしそれが現在の法律でまづいならば——ほんとうに沿岸海域というものは国民共有資源でありますし、また、われわれは国有だといふふうに思っておるのですが、そのような制度をきちっとつくつてもうよりほかないのではないかと思います。それから漁業協同組合の漁場管理という事実、これはたいへん歴史的に根拠のあるものであるのです、この事実を無視はできない。そこに資源の国民的所有と、実質的にそれを産業として利用するものととの間の妥協形態として、漁業権漁業というものが出てくるのだらうというふうに私は解釈し

ておるのですけれども、現場でしばしばそういう事件にあって考えられますことは、海というものは、土地と違ひまして非常に流動的であり、内容は相互に関連しているわけでありまして、そういうふうなものを、地先水面をその漁業協同組合が免許を受けているといふやうなことのあり方が、そもそも物理的なあり方と制度との間に大きな矛盾があるといふことなんでありまして、これが昔のやうに、漁業の行動半径がかなり限られていたといふやうなことであります。それはそれなりに根拠があつたでしょうけれども、今度のこの法案のように、沿岸漁場整備開発法といふか、このように、沿岸漁場整備法を実施するといふことになりますと、漁業協同組合のそういう非常に狭隘なマネージメントの範囲というものはたいへん問題です。ですから最後のところで申しましたやうに、漁業協同組合の漁場管理といふことは、これはたつとといふことだと、共同してにかかるといふメンツするんですから。しかしながら、現段階の要求には合わない、狭隘過ぎる、狭過ぎる。だから、ここで根本的に考え方を改めたいといふぐらいな前提で調査研究をやり直すといふことがなければ、この法案は生きませんと私は思うのであります。これは、沿岸埋め立てももちろん、そういうふうなことをひっくりかえして私、そのように思つておるわけでありまして、とりわけ範囲を広げるといふことがさしたつては大切な知見になると思ひます。

以上でございます。

○参考人(森沢基吉君) 中小漁業の問題でございますが、私まず第一に、海洋法の関連で中小漁業として非常に大事なことは、たとえばカツオ・マグロ漁業などがそのいい例だと思ひますけれども、将来、設定されるであろういわゆる経済水域の中で操業をいたしております中小漁業も主体とするカツオ・マグロ漁船の操業実績というものを、合併ではなくて、日本の国旗のもとに操業ができるやうに相手国と経済協力であるとか、あるいは技術協力であるとか、そういうものを背景に

しながら、強力にまず交渉をしていただく。先ほど陳述のときに技術協力協定であるとか、漁業協定といふことを申し上げましたが、いわゆる中小漁業については一定隻数のものが入漁できるやうな協定の締結に努力をしていただくというものが、まず一番大事であると思ひます。これ国によって違ひますが、非常にむずかしい要素を持っておりますが、それが何といつても根本でございます。

それから第二は、それでなおかつ解決しない場合には、もう合併しか手がないわけでございますが、その場合には、やはりそういう中小漁業の組織がございまして、カツオ・マグロならカツオ・マグロの連合会がございまして、サケ・マスならいろいろございまして、そういうものの全国団体もございまして。そういうところが、直接なりあるいはまた別の会社をつくりまして、いろいろ大手の協力も得ながら相手国と資本提携をしていくといふ考え方もあり得るのではないかと、こう思ひます。けれども、率直に申し上げて、大手の会社ほどいゝわゆる機動力もございませぬし、資金もございませぬので、問題はございまして、そういう連合会等を中心として別の法人をつくつて、そこに海外漁業協力財団のソフトローンを注入することによつて、中小漁業といへども私は相手と提携する道は十分あると思ひます。というのは、開発途上国は、必ずしも全部大型の遠洋トロールをやろうとは言っていないので、連中が言っておりますのは、まず自分たちの国の沿岸漁業の開発が入り口だらうと思ひます。そういう意味におきましては、日本の沿岸漁業者も中小漁業者も協力を余地は十分あるわけでございます。で、何かそういうワンクッション組織を考えましてやる必要があると思ひます。

それから、これはよぶんなことでございますけれども、合併ではございませぬが、水産庁の努力によりまして、現在、先般、北洋で減船整理、あるいは東海・黄海で減船等ありました中小漁業に対しては、南米の沿岸におきましてエビの小型の

トロール事業を営む道が開かれて、サケ・マスの協同組合の自営あるいはそういう関係の中小漁業が、向こうへ進出を始めて、エビの事業を現在開始をしております。南米のブラジルの北部にございますが、イアナとか、あるいはパラマリボとか、そういうところでは漁業転換対策の一環としてそういう仕事です。スタートをいたしております。こういう形をさらに発展させれば、私は中小といえども合併の道というのは、いろいろむずかしい隘路はございますけれども、十分あるんじゃないかと、こういうふうに考えております。もちろん大手ほど自由闊達にはいきませんけれども、そういうことでございます。

○鶴岡哲夫君 いまのお話のありました、技術を持った漁業移民の問題ですね、これはどうも私の知っている限りじゃたいへん失敗した例もありまして、いまのお話では成功している例もあるということですが、

【理事高橋雄之助君退席、委員長着席】

これは東南アジア諸国に対して、そういう海外に対して、漁業移民という形のものもあるんじゃないかというわけですね。

○参考人森沢基吉君 ちょっと御説明が不十分だと思いましたが、いまのエビのトロールのお話をいたしました、これは決して漁業移民ではございませんで、向こうの外国の基地をベースにする基地操業でございます。それでいろいろ財団あたりからも融資をしましてここに冷蔵庫をつくったり、合併会社をつくったりしてやっておる基地操業でございます。決して漁民の移民ではございせん。むしろ私は先生と同じように、過去において漁業の移民というものをやった例がございまして、これは成功いたしております。むしろドミニカなどに漁業移民をやりまして非常に苦い失敗の経験をした歴史がございまして、それと、相手国はもう漁業の移民などというものを受け入れる気持ちはございませんで、むしろ技術屋をひとつ出してくれということで、漁業の労働力というのは開発途上国にたくさんあるわけござ

います。むしろそういう漁業労働力を使って、沿岸漁業なり沖合い漁業を開発途上国がやるリーダーを先進国の日本に求めるということでございまして、いわゆる漁業移民的なものは私は今後とも考えられないと思っております。むしろ技術の輸出であり技術者の協力である、こういうふうな割り切つてよからうかと思っております。

○辻一彦君 ひとつ黒沢さんにお願ひしたいのですが、いま瀬戸内で栽培漁業のかなり段階を経ている、それから日本海のほうにもこれをつくっております。五カ所かかったんです。しかし、当初はリスクがいろいろ考えられ、それから養殖になしに放流をすれば公益性という点もある。こういう点になりますと、地方にそういう経費を負担さすというやり方は、ある程度見通しがつくまでは無理なような気がするんです。栽培漁業のセンター等のあり方として、瀬戸内等の経験から推して、日本海あるいはこれから北のほうに拡大されますが、そういうやり方はどうお考えになるか、これが一つ。

それからもう一つは、いま朝、「毎日新聞」を見ますと、日ソ交渉による規制をやっておりますが、B規制地域にいわゆる監視船が乗り入れているのを認めるというふうな方向が出ております。これは本来自主規制でやらなきゃならぬところですが、向こうが心配するような業界の乱獲というふうなことが事実あったのかどうか、そこは業界としてどうお考えになっておられるか、二点お伺ひいたします。

○参考人黒沢一清君 栽培漁業という概念は非常に広く解釈されて実施されておるわけございまして、狭い意味での魚類養殖も含み、むしろ大々的に考えている栽培漁業の内容といえます。つまり増殖といわれる領域だと思っております。つまり採苗する、それを生物学的に考えて安全だと思われるレベルまで保育してそれを放流する。そして放流されたものをうまくキャッチして、そこに漁場を造成するための漁礁の設置という、そういう一つのシステムを栽培漁業の基礎と考えてお

るわけでございます。したがって、リスクと申しますのは、経営的なリスクということをお考えだらうと私は思います。もしそうしますと、増殖そのものについてのリスクというものは、そう一般の企業的な意味ではございませんで、むしろ狭い意味での養殖というふうな点でリスクの問題が出てくると思っております。狭い意味での養殖は、かなり資本的な体制をもつてやるのがたてまえでございまして、その点はいまの段階ではむしろ企業家精神に燃えていたでやるといふことではないかと思っております。

私、最初の陳述で申し上げました点で強調した点の一つであります、狭い意味での養殖というのは、私は、まだ戦略方向に乗っているのではないと見ておるのです。つまり現在のわが国の漁業の課題を背負って実行すべく、また可能である戦略方向は増殖政策だと思っております。その増殖の最も典型的に行なっているのが採苗、放流それから大型漁礁の造成、つまり漁場造成ということだと思っております。これはそんなに金のかかるものではないといったら語弊がありますが、かなり効率のいいものであるし、希望のうんと持てるものであります。やとこれで技術的にも目鼻がつき始めている段階でございますので、今度の沿岸漁業整備開発法というものは、そういう技術的な素地を持った法律としてわれわれは非常に期待を持っております。こののが実情なのでございまして、ちょっと私の受け取り方がまずかったかもしれせんけれどもこのくらいで。

○参考人森沢基吉君 私、ここに「毎日新聞」のスクラップを持っておりますが、日本側が譲歩して、ソ連船の立ち入りをB区域に許すというふうなことが書いてございまして、公式な筋からはこういう情報は私どもも得ておりません、まだ交渉が難航しております、B区域の取り締まり問題について、ソ連が非常に固執しているというところは事実でございますけれども、公式の情報としては、私は、現時点におきましては、この「毎日新聞」の報道のようなことはまだ聞いてお

りません。が、実はこのB区域というのは歴史的にいろいろ経過がございまして、日ソ漁業条約ができてまして交渉を重ねておりますが、ちょうど第六回の日ソ漁業委員会が昭和三十七年モスクワで開かれたときに、従来の規制水域をA水域とし、それより南に、北緯四十五度より南でございまして、これをB水域というふうな定めまして、新たにB区域が設定された経緯がございまして、条約の規定に基づきまして、B区域の取り締まりというのは、日ソ共同でやるんだと。そのやり方は、日本の監視船にソ連の監督官が乗るんだというところで、いわゆる赤船の乗り入れはないわけだ。いま主張しているのは、赤船を乗り入れさせる、こういう主張がございまして、まあ率直に申し上げて、B区域で操業いたしております比較的、型の小さいサケ・マスの流し網漁業者の意向は、それは絶対に困るという考え方でございまして。という理由は、そういう小さい規模の漁船が操業をする所へ、ソ連の監視船が入ってきて、直接臨検を受けるというふうな場合には、外国語もわかりませんし、いろいろ不安を感じて混乱を起すのだ。したがって、従来同様、日ソの共同取り締まりをやってもらわないと非常に不安だ。そういう気持ちから、ソ連船の乗り入れというものは、関係業界としては強く反発をいたしておりますが、片や、いま先生御指摘になりましたけれども、これは日ソに限らず、漁業条約を厳粛に順守するという姿勢、これはわれわれ業界側としては十分考えなければならぬ。というものは、幾ら取り締まりを強化いたしましても、取り締まりというものが一〇〇％行なわれるものではございせん。これはもう陸上の問題でもそうでございまして、いわんや広い海洋の上で、政府の監視船を何百隻ふやしても、私は業界のそういう心がまえがございせん、これはできないことだ。こういうふうな思いをしますので、まあB区域に、ソ連の監視船が乗り入れようと乗り入れまいと、漁業条約の順守、それから協定できたこと、この厳格な実行ということにつきましては、関

係業界としては、十分にこれは前向きに対応すべき姿勢が必要である、そういうふうに思います。
○委員長(初村瀧一郎君) 他に御発言もありませんから、参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきまして、貴重な御意見を御開陳いただき、まことにありがとうございます。

速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(初村瀧一郎君) それでは速記を起こし、それでは引き続き三法案に対し質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○工藤良平君 それではまず最初に、白書によりまして、その中でも、この水産の漁獲高が非常に増加をいたしまして、すでに一千万トンを超えた、このような実績が出ているわけでありまして、このことは、先ほど参考人からもお話がありました。けれども、日本の食料問題、とりわけたん白資源の問題、供給という面から考えてみますと、大豆なりあるいは畜産の問題が低迷をして、現在の状態の中では、その動物性たん白の半分以上供給をしているというこの水産問題については、特に私どもとしても重大な関心を払わなければならないことは、だれもが認めていることだと思えます。とりわけ、この非常にこの水産問題が表に出てまいりまして、そのことは、言いかえますと、今日までこの漁業問題に対する対策がとられていたということに言いかえられるのではないかと、私は気がするわけです。

で、そういう面からいまして、まずお伺いしたいと思ふことは、一千万トンを超えたその主たる要因は、どういふことなのかというのを私は見てみたいと思うのですけれども、その点についてひとつ御説明いただきたいと思ふます。

○政府委員(内村良英君) 四十七年の漁業生産は

一千万トンを超えているわけですが、特に、白書で明らかになりました、スケソウダラ、サバの漁獲が四割ぐらいいなっているということが、非常に漁獲が伸びた大きな原因でございます。

○工藤良平君 国際的に見た場合に、一体水産資源の傾向というものは、どういふような傾向にあるのか。いまもお話がありましたけれども、六月に開かれる海洋法会議等の問題でも、専管水域の問題が非常に大きな問題になってきている、ということは、やはりこの資源の減少というものが、相当大きく表面に出てきているのではないかと、私は推測ができておりますけれども、その点についてどのように把握をしていらっしゃるか。その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 世界的な水産資源の動向でございますが、これは魚種によっていろいろ違うわけがございます。

そこで、主たる魚種だけについて申し上げますと、まず最初にカツオ・マグロでございますが、カツオにつきましては、未利用資源がまだ相当ございます。そこで、開発可能な資源量は約百五十万トン程度あるのじゃないかというふうに見られております。マグロは、満限状態でございまして、今後開発の可能性はきわめて少ないということでございます。

次に、サケ・マスでございますが、サケにつきましては、ベニザケ、シロザケをはじめ五種類ぐらゐの魚種がございまして、各魚種とも資源は低い水準にございまして、特にアメリカ系のプリストル湾のベニザケは近年極端に悪いという状況になっております。

次に、カニでございますが、東ペーリソング海のタラバは、低位でございまして、回復の傾向が若干見られる。しかし、ズワイガニその他のカニは減っております。それから問題の、西カムチャツカのタラバガニは、きわめて低い水準にございまして、その他の西カムの資源も一般的に漸減の傾向にございまして、

それからニシンでございますが、北海道、樺太

周辺のニシンは低位ながら安定しております。北洋のニシンについては申しますと、オホーシツクは安定、東ペーリソング海は衰退、コルフ・オ・カラギンのニシンは低水準にある、大西洋のニシンも衰退傾向、こういうことになっております。

鯨につきましては、ナガス、イワシ、ミンク、マッコウ等いろいろ種類があるわけですが、現在の漁獲程度を続けていくならば、鯨の資源は逐次回復するだろうということになっております。

次に、中国と非常に関係のある東海・黄海の底魚の資源でございますが、主要魚種の資源は、昭和三十五年から四十年ごろをピークといたしまして、急激に減っております。近年における底魚資源全体の動向は、注意すべき状態にございまして、特に重要魚種であるキダチ資源は減少傾向が見られ、タチウオもまた減りつつあるということでございます。

次に、スケソウダラでございますが、東西カムチャツカのスケソウダラは、卓越年級群——いわゆる生き残りの多い年の群でございまして、に支えられて、当面は安定状況である。しかし、後続年級群の出現については明らかでなく、ほぼ満限に近いのではないかと、それからペーリソング海のスケソウダラにつきましては、やや漁獲が限界を上回っておるのではないかと、このように思われております。

北洋の底魚の資源、スケソウ以外の資源でございますが、現在のところ、ほぼ満限に利用されておるといふ状況でございまして、

それからアジ、サバでございますが、アジは、一九六〇年代を頂点といたしまして減りつつある。サバは現在満限状態でございまして、産卵量の減少、小型化等、資源が減りつつある徴候が出ておるといふことでございまして、

次に、イカでございますが、イカは近年やや低い水準にございまして、日本海では満限状態、太平洋沿岸ではやや減っている。しかし、イカはこれは一年生でございまして、なお、イカの資源

の将来について明確なことはなかなか申し上げにくいという状況でございまして、それからブリでございますが、ブリは資源的に安定している。

サンマは、日本近海の資源は、回復傾向にございまして、中部太平洋、カリフォルニア沖の資源も大きいのが非常に散らばっておりますので、漁獲にはなかなか適しない。南半球のサンマは資源は非常に豊富であるということになっております。

イワシ類でございますが、カタクチイワシは資源が安定しております。ウルメイワシも資源が安定しております。マイワシは最近非常に資源が回復しております。

それからエビ類は、日本近海ではこれ以上の漁獲は期待できない。

○工藤良平君 それを総合的に分析をしてみると、いわゆつと総じて資源というものがどういふ方向にあるかと判断をいたしますか。

○政府委員(内村良英君) まず浮き魚の場合には、資源の判定が非常にむずかしいわけでございます。現にサンマがふえておるといふようなこともございまして、浮き魚については今後資源がどうなるかということは、これはかなり解明すべき問題がございまして、

それから底魚につきましては、これはやはり多少減ってきておるのではないかと、この感じがいたします。

それからサケ・マスでございますが、これはかなり減っているというところは言っているのではないかと、私は思ふます。

○工藤良平君 そうしますと、四十七年の段階で、統計的に見ても、一千万トンを超えたということですね。これは一体どういふことでございまして、このことになったのか。よく一般的にいわれますように、いわゆる沿岸から沖合いへ、沖合いから沿岸へ、こういうことで、まず漁場が大きく変化

大陸だかにいるんだと、あまり深いところには、太平洋のまん中なんかには魚はいないんだというような話でございましたけれども、資源の状態あるいは漁獲努力の大規模化というものに伴いまして、御案内のように、水産庁もかなり深いところを引いてみようかということで、千メートルぐらいのところを引いてみたり、試験をするというような段階になっております。したがいまして、そういういったところに有望な資源があるということになれば、かなりまた、大型化した施設でやらなきゃできない。ただ、そこにはたして、魚がいることは事実のようでございますけれども、食用に利

用できるような魚がたくさんいるかどうかというようなことについては、なお今後の検討に待たなきゃならぬ問題があるわけでございます。したがって、今後漁船なりあるいはその他の漁業施設というものが大型化するかどうかという点について明確な見通しを申し上げるのは非常にむずかしい段階にあるということでございます。

○工藤良平君 私は、昨年の七月、あの汚染魚の問題が出たときに、本会議で質問を申し上げたんですけれども、私ども、海というのはいへん広いものだと、とてつもない広いものだと考えていたのです。ところが、その海が、ごくわずかの間

によごれてしまつて、魚が住めない、住んでゐる魚が食べられないという状態が出てきて実は驚いたわけです。あとからまた、これは沿岸漁業の問題で私いろいろお聞きしたいと思ひますけれども。そういう意味合いから、やはりとてつもない広いと考へていた海の、いわゆる生息物というのが、かなり有限なものとして私たちが判断をしていくということは、やはりこれからの漁業対策として大切なことではないのか。——海といへども無限大なものではないというようなことを考へていったらいいのか、しかもそうではなくて、いや、海というのはまだ無限なんだと、だからいま長官が言うように、千メートルも千五百メートル

しいところだと思います。さらに、漁場の開拓でございますが、大体まあ前は魚というのは大体

れからの漁業政策として非常に大きな問題だと。これは非常にマクロ的な問題ですけれどもね。そういう意味合いからすると、さっき鶴岡先生がここで冗談で言っていましたけれども、やはり水産庁の機構なりそういうものについてこれは一考しなきゃならぬぞという点も実は出てくるわけだと思ひますけれども、私は、やっぱりそういう点を大きな意味から水産庁は見ていく。国際的にやっぱ最高水準を持ってる日本でありますから、私はそういうものが必要ではないのか。そういう大きなかまえて、さてそれでは沿岸漁業、いまよれていて、非常に衰退の一途をたどっている沿岸漁業に対して、どこで歯どめをかけ、どこでどうするかという議論が出てくるのではないかと。こういうような気がするわけで、この点を実は聞きたいと思つたわけなんですけれども、私は、これは非常にむずかしい問題ですから、これ以上深くは追ひませんけれども、やはりそういう観点というものがひとつ出てくるような気がいたします。

それともう一つは、次の問題として、これからの水産問題を取り扱う場合に、日本の現在の高度成長と水産業との関係を一体どのように位置づけをしたらいいのかということですね。でも、もちろんこれは、このほうの問題と消費するほうの問題との関連が出てくるわけでありまして、かなり国際的に、貿易上の問題からあるいは通貨上の問題から漁業に及ぼす影響というものがかなり大きいのではないかと。これだけ大きくなってまいりますとですね。そういう点の影響というものは、私どもとしてどのように考えたらいいのかですね。まあ非常にむずかしい問題、非常に幅広いわけですからけれども、そういう点は全く考慮しなくていいのか。私は、そこまでもう水産というのは出てきたんじゃないか。日本国内だけの問題ではなくて、いわゆる貿易上の問題、通貨上の問題から、為替レートが一つ変わることによって、たいへん大きな影響が出てくる。そういう観点については一体どういふような理解をしたらいいのか。その

点をひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 高度成長と漁業との関係という点でございすけれども、先生からたまたま御指摘のございましたように、まず考へてみなければならぬのは、高度成長によつて国民経済が拡大すると、確かに需要の面がますます大きな問題になってきます。そこで、私どもの見ているところでは、現在七百万トン程度の魚を食べているわけでございますけれども、いまのスピードで経済成長が続いていくということになりますと、五十七年には九百三十万トンぐらいになるのではないかと。まあこれはやや机上の計算でございすけれども、見込まれるわけでございます。そうなりますと、それに対応してそれだけの生産をふやしていかなければならぬというところから、沿岸漁業の振興をはかり、沖合い、遠洋も極力漁場を維持し、生産を伸ばしていかなければならぬということになるわけでございます。

ただ、その場合、それじゃ全部これ、まあ魚のこととございすし、特に浮き魚等は資源が非常に動くわけでございますから、今後十年どうなるかということとはなかなか予言しにくい話でございすけれども、そうなつた場合に、かりにそれを全部日本でとれないということになれば、輸入しなければならぬという問題になってくるわけでございます。現に先ほど参考人からもお話がございましたけれども、エビ等は相当現在すでに輸入しておるわけでございます。こういったものが将来輸入がさらにふえるかもしれないということは、ある程度見通し得るわけでございます。そうなりますと、たとえば通貨価値が変動すれば、輸入価格が安くなつたり、高くなつたりしていろんな影響が出てくるという面はございす。けれども、これが、原料を外国に依存している産業、さらに農林水産の分野になってまいりますと、たとえば今日畜産物はえさを相当海外に依存しているもので、国内において完全にえさの自給ということとはとてもできないということになりますと、五十年ぐらいのことを考へてみれば、畜産業というの

は、かなり国際的ないろんな経済動向の影響を受けるという点とはまた確かだと思ひます。それに比べれば、水産の受ける影響というのは、それほどではないのではないかと。感じでございます。まして、まあ私の考へているところでは、畜産物あるいは原料を完全に輸入に依存している他産業というものが影響を受けるような影響は受けないのではないかと。そういう意味でかなり国際的な動向からは安定した業種に水産業は入るのではないかと。という感じがいたします。

○工藤良平君 まあ確かにそのとおりだと思ひますが、ただ、私はこのことを心配しておりますのは、非常にやはりたん白資源の供給源としてのいわゆる魚というものの対するウェイトが非常に強まってきたというわけですね。特に昨年からそのことが顕著になってきたというのは、まず大豆でいかれた。大豆が、アメリカの輸出規制にあつて、たいへんな事態にあつた。小麦だってそうですね。いまの自給率というのは五%と云言われているわけですね。全部よそから来ているんです。飼料だつてそうですね。濃厚飼料の約七〇%が外から来ている。こういうことになってくると、一体どういふことになるんだらうということを私は考へるわけです。魚だつていまおっしゃるやうに、だんだんだんだん沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へとこう移つていった。資源は、まあまあ広い海ですから、かなりあると思つていたんですが、けれども、いま言うたたとえば専管水域の問題で狭められておるとか、あるいは無限度に近いものかもわからないけれども、必ずしもそうではない。千メートル、千五百メートルまで下がらなさいとかねという事態が起こってくる時代がくるとするならば、必ずしもこれもそう安易な考え方でいいわけじゃない。現にもう石油の問題が一つ起こつたとたんに、やはり漁業に対する非常に大きな問題が出てきているわけですから。

そういうことを考へてみると、この漁業の問題というのは、これはたいへんなやほやほ問題として、私たちがいまから取り組んでいかないと大きな問題が起つてくるんじゃないか、こういう気がいたします。したがって、比較的金のかからないやほやほの沿岸漁業というのに対して大量の資金を投下をし、漁獲をつくり、私たちができるだけ近いところで、そういうものがあられるような形のものをつくつていかなきゃならぬという原則が成り立つのではないかと。思ひますが、その点については、まあそのとおりだということになるだらうと思ひますけれども、ひとつこの点は大臣のほうからも御意見を聞かしていただきたいと思います。非常に私はこの点が重要じゃないかと思つております。

な問題が起つてくるんじゃないか、こういう気がいたします。したがって、比較的金のかからないやほやほの沿岸漁業というのに対して大量の資金を投下をし、漁獲をつくり、私たちができるだけ近いところで、そういうものがあられるような形のものをつくつていかなきゃならぬという原則が成り立つのではないかと。思ひますが、その点については、まあそのとおりだということになるだらうと思ひますけれども、ひとつこの点は大臣のほうからも御意見を聞かしていただきたいと思います。非常に私はこの点が重要じゃないかと思つております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど来お話を承つておりました、私どもも大体御同感に存じます。○工藤良平君 ところで、それでは、まあこれから見直されてくる沿岸漁業、沿岸漁場の問題になってくるわけでありすけれども、この現在の統計を見ても、沿岸漁業における漁獲高というものは大きくは伸展はしてないと思ひます。で、伸び率からすると、やはり横ばいに近いような状態が起つてきているわけですね。

【委員長退席、理事高橋雄之助君着席】
そうすると、この沿岸漁業における資源問題について、水産庁としては、一体どのように把握しているか、この点をお伺ひしていききたいと思ひます。
○政府委員(内村良英君) 確かに先生御指摘のやうに、沿岸漁業の生産量というものは横ばいしないし若干下がる傾向になっております。ただ、沿岸漁業の場合には、中高級の魚介類を採捕しております関係上、価格で見ますとかなりの価格をあげているというところは漁業白書で指摘されておると思ひます。
そこで、まあ沿岸の資源の問題はどうかということでございますが、やはり今日沿岸漁業が停滞的であることの原因の中には、やはりその漁場が汚染しているというやうなことも非常に大きな原因になっておりますけれども、今後この資源をふやしていくことができるという点が――沖合い漁

業あるいは遠洋漁業の場合におきましてももちろん、たとえばサケ・マスにつきまして人工ふ化をやって放流していった資源をふやすということはやっておりますし、現にふえているわけでございますが、沿岸漁業の場合には、さらにふやしたい。現にマダイ、クルマエビ等につきましては人工養殖をやっています、それを放流して資源がふえているという状況になっておるわけでございますから、資源がふやしやすいという面は沖合い、遠洋に比べてすぐれているわけでございます。したがって、今後におきましては、そういった資源の増殖をやっていくことを特に重点を置いていきたい。そのためには、やはり漁獲の設置とか、あるいは浅海増殖の漁場をつくっていくとか、いろいろ沿岸漁場を建設する問題が非常に重要な問題になってまいりますから、今般法案を提案いたしましたして御審議を願っている、こういう状況になっていくわけでございます。

○工藤良平君　そこで、沿岸漁業というものが、いまおっしゃったように資源的に見ると横ばいか、むしろ減少の傾向にある。いまおっしゃったように、いわゆる魚価——魚の値段が非常に上がったもんですから、かろうじて高いような感じを与えているということにすぎないわけで、資源的な面から見ると非常に重要な問題だろうと思うんです。

そこで、いまお話のありましたように、何となくとも沿岸漁業を進めていく過程の中でも最大の問題は何かというと、やはり海の汚染の問題だろうと思えますね、汚染の問題。私どものたとえば別府湾の問題を一つとりましても、非常にこの優良な地帯でありましたけれども、非常に汚染が進みまして、昨今は、特にまあ赤潮の発生なんというの、冬でも頻繁に発生をするという事態が起こっております。特に四月になりましてから極端で、たとえば大分の、西大分の港から別府の町の近くまで、あの間がまっかになってしまおうというような極端な、赤潮の発生が頻繁に起こってまいりまして、赤潮だけではなくて、油の汚染という

問題もたいへんな問題になっておるわけでございます。これは、海の場合には——陸の場合には、きのうもちょっとあの保安林の問題で話を出しましたけれども、きのうは山、きょうは海と、こうなるわけですから、海の場合には、領土宣言をやりますしても、線を引きますしても、これはよそから入ってきますから、なかなか海流の関係でむずかしいわけですね。そういう点について、さつきもお話が出ましたけれども、やはり汚染に対する水産庁の考え方ですね。この点私は、きわめて消極的なような感じがしてならないわけでありまして、環境庁へというように、環境庁へ移ってしまつたような感じで、どうもそういう印象を私は強く受けるのでありますけれども、この海の汚染に対する水産庁の体制というのはどういう体制を持っているのか、その点をひとつ伺いたいと思えます。

○政府委員(内村良英君)　海の汚染につきましては、もちろん水産庁としても、これに重大なる関心を持っております。ただ、そういうことをば使っているわけいかどうかわかりませんけれども、この問題を考えます場合には、漁民の立場、あるいは漁業者の立場というものは、まあ被害者の立場でございます。したがって、まず水産庁といたしましては、そういう被害を受けられないようにならなければならないということで、最近、特に問題になっております埋め立ての問題、あるいは発電所の問題その他につきましては、そういうものを考える場合に、事前にひとつ水産関係者に話してくれということをお願いに申し上げておるわけでございます。と申しますのは、過去の動向を見ますと、どうもこういう開港の場合には、県の開発を担当している部局が先に走ると申しますか、どんどん進んでしまつて、あとで問題が起こってから水産関係の人たちが知るといふようなことが多いわけでございます。それで、困りますので、事前に水産関係の部局には十分開発関係の人が連絡して、そこで漁業との調整を十

分考えながら進めてほしいということを特に申し上げておるわけでございます。

それから、基本的には、こういった漁業被害に対処するためには海洋汚染防止法、あるいは水質汚濁防止法とか瀬戸内海環境保全臨時措置法、公有水面埋立法等、いわゆるその公害関係の法律の運用によつてまずやっていた方がいいこと、水産庁だけではとても手に負える問題じゃないことは申し上げるまでもないわけでございますが、そういう法律の運用について、漁業の立場というものを十分考えてやってくれということ、関係方面に密接に連絡してやってくれということ、水産庁自体としてそれじゃ何をやっているのかというところでございますが、汚染状況の調査、あるいは公害防止の資器材の設置、公害防止調査、あるいは指導体制の整備と、それから海底汚泥物の除去等についてのやり方の検討というような、いわば被害者の立場から被害者をいかに守るかというふうな、そういう意味では消極的じゃないかという御批判を受けるかもしれませんけれども、まあこういった公害問題についての漁業者の立場からいって、まず被害が起こったときにどういふふうに事前にそれを防止し、それを救済するかと

いふことをやっております、特にものになる、たとえばヘドロの堆積をしないようにするとか、そういうことはやはり他の公害関係の法律の運用によつてやらなければならないというふうな考えております。

○工藤良平君　魚というのは、やっぱり自然に生息をしておりますから、私は、非常に微妙な問題があると思うんですね。海流の関係、あるいはその微生物の関係ですね、いろいろ問題からやっぱり魚というものはとれたり、とれなかったり、いたりいなくなつたりということになると思ふんですね。ですから、やっぱり私も、ほんとうに漁業というものをどう考え、食料というものを確保していくための非常に重要な問題としてこれを位置づけてものを考えていくとするならば、いま長官おっしゃったように、まず海の原形を変える

段階から私たちは真剣にものを考えていかないと、あとで起こつてきて、さて水産庁に行つても、「ちよつと私どものほうでは」と、こうなるわけですね。実際にいままでも、何回か私も行きましたけど、どうにも手がつかない。そのうちにやっぱり、地価が上がると同じように、海の埋め立てというものがどんどん進んでまいりますと、もう漁民のほうは、もういつその金を積まれるならば、ということで簡単にこれを手放していく。手放すことによつて、同じ漁民の中でお互いが相互に抗争を始めるというふうな、たいへん不幸な問題がここから発生してくるわけなんです、私は、そういう意味から、特にこの海を原形を変える段階からやっぱり真剣な問題として取り組んでいかなければならぬと思う。

これは余談になりますけれども、大分で空港ができた、大分空港ですね。これは大分川のほとりにありましたが、国東半島の向こう側に持つていった。二千三百メートル、横がですね。前を四百メートル出したんですね。ところが、埋め立ての当時、漁民や、あるいはその近郊の農村の人たちは、いわゆる自然の状態をこわすということがどれだけおそろしいものであるかということを、航空局なり県に対して相当強く要請をしていただけた。しかし、そのことについては問題にできなかった、一顧だにできなかった。わずかに一千二百万か一千三百万のお金をやることによって、それを実は糊塗してきたんですね。ところが、実際に、漁民の人とか、そういういつも自然に接してきた人たちは、その自然をこわすということのおそろしさということをたつぷさに検討して、わざわざ鎌倉まで出てきて、あの海岸線を調査をしていくわけですね。

どういふことが起こつたかといふと——結局四百メートル前に出したということは、かなりの水深のあるものですが、それを埋め立てたわけで、ここにこのような岸壁をつくつたわけですね。消波装置も何にもしていない、テトラポットも入れなかった。以前はここは砂浜でありました

から、遠浅でありましたから、それが自然のやわ
り波をくずすいわゆる消波堤の役割りを果たして
おった。それがなくなつて、どういふことが起こ
つたかという、あそこは豊後水道からもちろに風
が吹き込んでくるところなんですから、別府
湾と違ひましてですね、対岸ですから。それで結
局、一昨年の八月に台風が来て、予測しなかつた
三十数メートルというような波が打ち上げて、空
港を飛び越えて、その背後地のナシ、ミカンとい
うものに対するたいへんな被害が起こつたわけ
ですね。もちろん漁業についてもたいへんな大きな
変化が起こつてゐるわけですね。それは自然にそ
こに育つてきた人たちは、その自然をこわすおそ
ろしさというものを指摘をして、やつてゐるけれ
ども、いわゆる科学者といわれる人たちまでも
が、そこまで予測できなかったということで、現
実に飛行場ができて、そういう被害が起こつて
ゐるほどどうかということ、あつてテト
ラポットを入れた。しかも、ナシのごときは、夏
に全部葉っぱがやられたもんですから、そのあと
新しい芽が出て花が咲いて、秋に実がなつてしま
うといふことから、いわゆる翌年のナシが全然で
きなかつたといふことで、まあ最終的にはどうに
か金を、見舞い金をまあ五百万ばかり出されまし
たけれども。これは私は、一つの例ですけれども、
も、やっぱり自然をこわすといふことはどれだけ
の大きな影響があるのかといふことを考えていか
なければ、私は、たいへんな問題が起こるような
気がするわけで、そういう意味から、特にやはり
その段階から水産庁として対策を講じておく必要
があるんじゃないか。

で、一片の法律で海をよごしてはいけない、こ
の排水量は幾らだとか、煙突から出る煙は幾らだ
と規制してみても、数がふえていけば、それが集
まつてきて海をよごし、たいへんな問題が起こる
わけです。たとえば東京湾の汚濁の問題等につき
ましても、あれは工業技術院あたりでは、かなり
この詳細な模型調査等もいたしておりますが、こ
ういふ場合に水産庁の意見なり、そういうものを

強力にいれることができるのか。また、向こうに
はそれだけの受け入れる態勢というものがあ
るか、水産庁にそういう技術を提供し得る技
術はあるのかどうか、そういう点についてはどう
なんでしょう。

○政府委員(内村良英君) 水産庁といつたしまし
て、専門に公害の研究をやつてゐるかといふこと
になりますと、一例を申し上げますと、たとえ
ば、原子力発電の場合の温排水の問題でございま
すが、原子力発電をやりました場合に、日本のよ
うに国土が狭い場合には、どうしても温排水が出
てくる。そこでその温排水が出てきた場合に、ど
の範囲に影響があるだろうか、その範囲の測定と
か、あるいはそれがそこにあるある水産動物なり
水産植物にどういふ影響を与えるかといふような
ことはもちろんいろいろ研究しております。ただ
し、新しくたとえば何かの施設をした場合に、そ
の施設自体について水産の立場から、水産だけの
立場から問題を考えるといふようなことの研究は
あまりやつてないといふような現状になつており
ます。しかし、それによつて起こつてくるいろん
な影響につきましてもやつておりますし、それか
ら、水産庁の発言といふものは、たとえば電力に
つきましても、審議会がございまして、新しい火
力発電なり、原子力発電を認めるときには、その
審議会にはかつてやらなければならぬ。その審
議会にはもちろん参加しております。水産関係
者は意見を述べることもできるということになつ
てゐるわけでございます。

○工藤良平君 いま、長官もおっしゃつたよう
に、たとえば一つの施設をつくる。ここに火力発
電所ができるとか、製鉄所ができる、それから
出てくる排水問題等についてはどうだ。これは
私も別府湾の例をとつてみてもそんなんですけ
れども、たとえば住友化学が有毒な廃液を出す
とか、あるいはバルブの廃液があるといふことは非
常にみんな神経を使つてゐるんです。たとえば新
日鉄のごときはたいへんな水を使つてゐるわ
けですね、たいへんな水。これは海水もくみ上

げて冷却してゐるわけですから。ところが、これ
は科学的に立証されてゐるわけじゃありませんけ
れども、私の感じではなせ別府湾にあらうな赤
潮がひんぱんに発生するのだろうか。もちろん、
全体的にどうも近ごろここ数年は、気象条件が非
常に冬はあたたかくなつたといふことはいえるか
もわかりませんが、しかしあの大量の冷却
水、かなり温度の高い水が別府湾に吐き出されて
くる。したがつて、やはり別府湾の温度といふも
のが、海水の温度といふものが一、二度か高くな
つてゐるといふことがいわれてゐるわけですね。

そうすると、やっぱり海水の温度の上昇といふも
のが赤潮の発生といふものにももちろん影響がある
のではないだろうか、といふようなことも当然考
へられるのではないかと。ところが、これは当初と
してはあまり考えられていなかったことなんです
けれども、そういう非常に微妙な変化といふもの
が起こつてくる。それは一つのいままで魚が生息
するために非常にいい条件であつたものが、こわ
されていくといふ微妙な変化が起こつてくるわけ
なんです。私は、そういう意味から、相当小ま
めな、沿岸における調査といふものを徹底してい
く必要があるのではないか。養殖とか、そう
いふものについては非常に研究が進みますけれど
も、全体的な大きなそういうやはり調査といふも
のも水産庁としては徹底的にやる。しかも、それ
が先制的に、こちら側の体制としての対策とい
ふものが打たれていかなければいけないんじゃない
か。そうしなければ、だんだんだんだん漁場は狭
められる上に、さらにそれがよごされた水によつ
て汚染が拡大されていくことになるんです。か
ら、私はそういう点については特に水産庁の取り
組みといふものを期待をいたしたいと思ひます
し、いま長官は、そういう点についてもやつてい
ると思ひます。ですから、よごれる前の対策
として、やはり徹底的にやつてもらふ必要があ
る。

いま私も埋め立ての問題についても議論をし
て進めましても、むしろ抵抗になつてゐるのはど
こかといふと、水産庁じゃなくて、海を守らな
きゃならぬ水産庁じゃなくて、正直言いますと、環
境庁がようやく——これは人の問題であつて、
前、大石さんがたいへんそういう点ではなかなか
強力にやつてくれましたよ。今度は三木さんが、
あそこですと副総理でがんばつてゐますから、
あそこへ行きますと、三木さんが、やあ、こ
う言つてもらへば、埋め立てがどうかしはらうと
言つてゐることで、人がかわればまた、いふよ
うなことが往々にして起こつてくるわけです。や
つといふ、抵抗になつてゐるのは環境庁で、私
どもは、せめてもの抵抗線にしているわけで、そ
うじゃなくて、それ以前に、農林省、水産庁がこ
の埋め立て汚染については徹底的なやつぱり抗戦を
やるといふことをやらないと、私はたいへんな事
態が、沿岸漁業へ少々の金をつぎ込んでみても、
漁獲をつくつたりしてやつてみたけれども、全部
それはよごされてしまつて、根こそぎ持つてい
つてしまつたといふことになりかねない状態が、や
つぱり沿岸漁業の場合にはあるといふことなん
です。ですから、そういうようなことを私は、こ
の際ひとつ徹底的に議論をし、体制を整えてい
く必要があるんじゃないか。

幸いにして私どもは、瀬戸内海の埋め立て等
につきましても、昨年法律をつくりまして、埋め
立ての規制をやるということになりました。しか
し、なおかつそれでも何とかして、こつちうあ
れが出てきますし、かなりの対立が出てくるわけ
で、その際に、せめてひとつ水産庁に行けば、そ
れが非常に大きな歯どめになるという体制ぐら
いはつておいてもらはないといふところがある
か。いまのところ、どうも逆になつたところ
が、水産庁はだめだといふような印象を
与えてゐることが非常に多いので、やつぱりそ
の点はひとつ長官、大臣ともに、これは人がかわ
つたらいいけれども、人がまたかわつたらだめだ
といふようなことじゃなくて、きちんとおいて
いただきたい。このように思ふんですが、その点

についてはどうでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 漁獲をつくったり、いろんなことをする場合、それなりに非常に財政資金も要るわけであり、それを人間の注意力で公害が防止されるということならば、いろんな意味において非常に経済的でもあるし、また可能なことではありますので、これはぜひそういう点で、私どもは公害防止については一生懸命やらなければいかぬと思っております。が、いまお話のございまして、公害による漁業被害に對しましては、水質汚濁防止法であるとか、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それからまた瀬戸内海環境保全臨時措置法など、これらの厳正な運用によりまして、漁場の汚染を防止いたしますことが基本であると存じますが、こういう点について、関係省庁と密接な連絡をとりましてやっております次第であります。

なお、埋め立てにつきましては、昨年の公有水面埋立法の改正によりまして、埋め立ての免許または承認は、環境保全に十分に配慮しているものでなければ行なわれない旨定めおりますと同時に、特に水質悪化の著しい瀬戸内海につきましては、瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づきまして、埋め立てについてさらに厳格な方針が定められることといたしておりますし、こういうことの適正な運用につきましては、農林省というよりも特に関係省庁と密接な連絡をとりまして、われわれの大事な漁業を守るためになご全力をあげてまいりつもりであります。

○工藤良平君 そこで、まずよすような何かをつくる一つの、前段の問題について十分な配慮をしていただきたというのをいま私が申し上げたわけでありまして、それと同時に、現在のよごされてない沿岸水域の中で、われわれが最大限の努力をしていけば、かなりの漁獲を高めることができると、こういうような一つの目標を立てなければいかぬと思うのです。だから、さつきお話があったように、現在、資源がだんだん少なくなった、したがって、優良魚種があるた

めに、値段が上がったから、かろうじてささえていけるというようなことなすね。ですから、これからは、やっぱりもちろん値段の問題も非常に重要でなければ、やはりいまよごされてない沿岸水域の中で、私どもがどのような努力をすることによってさらに漁獲を上げることができのかどうか。そういう見通しをきちんと持つていらつしやるかどうか。そのためにこういう金を入れらんだということがやっぱり出てこないか。ね。そういうことがあって私たちが意欲が出てくるし、働く漁村の人たちもやるという意欲が出てくる。そこで、やっぱりきちんとしてドッキングすることによって、政策というものが生かされていき、より発展をしていくわけでありまして、そういう点、ひとつ全体的に見て、今度のこの計画を強化する、そのためにこういう目標があるんだぞ、ということを実は示していただきたいと思ふのですけれども、もしあればですね。これは私の認識不足でなければ教えていただきたいと思ふいます。

○政府委員(内村良英君) いままでいろいろな試みがあったわけですが、政府としてこういう目標でやると、沿岸漁業の振興についてこういうふうにするという具体的な数値化されたものがあったかといえます、これは必ずしもはつきりあつたわけではございません。現に、先生御案内のように、第一次構造改善事業、現に第二次構造改善事業をやっているわけでございますが、ああいった構造改善事業を進めるにあたりまして、常に沿岸漁業の振興ということを考えてやってきましたわけでございます。そこで、今度沿岸漁場整備開発法案を出しましたのは、そういうことについてもうちょっとはっきりした目標を持ちたいというところでございまして、そこで、御案内のように、四十九年度は県に調査費を配りまして、いろいろ調査してもらつております。それによりまして、計画をはつきりつくつて、五十年から五年計画——当初は五年計画ぐらいで実施したい。そのと

この事業を進めまさんと、まあ具体的に申し上げますと、財政当局に対する説明もなかなかたいへんだということもあるわけでございます。したがって、従来よりもっとはっきりした形でそういう目標を持って仕事を進めたいということ、この沿岸漁場整備開発法案を提案し、御審議を願つてという次第でございます。

○工藤良平君 いや、私ども正直言つて、これはたいへん手落ちだつたと思つてすけども、農林省といひましても名のごとくですわ。農業と林業のほうは表に出てくるのですけれども、漁業といふのはどっちかといふと、正直申し上げまして、あまり日の目を見ないような私は、組織的、体制的なそういうものがあつたんじゃないかという気はするのです。特にここに汚染魚という問題が非常に大きな問題になってきて、食料問題が云々される——もう石油の問題以来、食料問題が次は石油以上だといふたいへんな議論が出てきています。よくよくいふと、「水産庁」といふのが、何だそんな役所もあつたのかという感じが、まあこれは極端ですけれども、いや、そういう感じを一般にやはり与えるんです。どこの県の予算を見て、国の予算だつてそうだと思ひますね。ちよつと極端だと思ふんですね。ですから、たとえば今度出てきているような融資の制度にしたつて、これは農業と比較すると、水産に對するもう助成にしても、融資の制度にしても、ほんとにお粗末さわまりないと思つてゐるんです。もちろんその対象者も少ないかも知れないけども。

私はやはり、私自身もそんな人ですけど、やっぱり近ごろ、これではいかぬと、これは漁業の問題もしつかり勉強しなさいかぬといふことで、いままではさほどなかつたけども、これは大いに、この際を機会にやらなさいかぬと、したがって、いま私が言ったように、やっぱり沿岸漁業について、これこれの目標を立てて、これは絶対に達成するんだぞ、という意気込みをやつぱり持たなさいかぬと思ふんですね。これはミカン

画が三年間で達成をして、たいへんな過剩状態が起つてきたりするようなことじゃあ。おそらく水産の場合には、それはならぬでしょう。よごれるほうが激しいですから私はそれはならぬと思ひますけども。まず、いま、きれいな漁場の中で、こういう目標を立てて、これに對しては徹底的にやるぞ、というやつぱり意気込みといふものが必要じゃないだろうか。それをやらないと、どんな、どんなことからはよごされた海は侵入してはいくつかね。これは領土宣言してみても、これはへいをつくるわけにはいきませんから、侵入してだんだんよごされてくるということ、かなりきびしいやつぱりこの体制というものが私は、必要じゃないかと思ふんですね。そういうものを出すことによって、もしそれを進めるために大蔵省のほうで抵抗があれば、われわれ東になつてかかつていかなきゃならぬと思ひます。そういうやつぱり私は体制といふものををつくる必要がある。そのことのために私はきちんとしてやつぱり目標を定めていただきたい。そのことによつてまっしぐらにやはり前進をしなければいけないと思ふし、そうしない、やつぱり漁業をやる人にとつても目標が出ないんじゃないか。こういうふうに思ひますので、その点についてひとつ私は御意見として申し上げておきたいと思ひます。

それからさらに、次の問題は、このような沿岸漁業の振興策を進めていくわけでありまして、その場合に、やはりこのいわゆる対象をどこに置くのかといふことですね。さつき、私の部屋に来ていただきました方とちよつと議論をしたんです。すけど、これはまあ大臣と一べんゆっくり私は農業の問題でまた議論をしたいと思つてゐるんです。が、これはまあうちの党——ここに社会党の皆さんいらつしやいますから、あとでおこれるかも知れませんが、私はやっぱり食料を確保する、いわゆる農業をどうやっていくかといふこともいろいろ考へてゐるんですが、やつぱり核になるものが絶対必要なんだといふことですね。その核になるものをどの規模にしてどういう程度にす

るかというの、これは議論がありましようけれども、とにかく中心になるものをきちんとつくって、その回りにそれをどういう形で結合させていくかということが、やはりこれから相当議論されなきゃならぬと思つてゐるんです。そういう意味合いから、一体今度の沿岸漁業の振興をやる場合に、どこを、どういうものを対象にしてひとつやろうとするのか。これはやっぱりこれから進めていくとする場合に、ただ、ばく然とやるということではなくて、一つの目標を定める必要があるんじゃないかと思つてゐるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 今後、沿岸漁業の振興をやるために漁場の整備あるいは栽培漁業を大いに進めるといったような場合に、一体だれを中核にしていくのか、要するに、そういう制度を整えてみて人がいなきゃだめじゃないかと、これは先生の御指摘のとおりでございます。そこで、まあ私もその見えておりますところは、先生御案内のように、漁船漁業について申しますと、三トンから十トン階層というものは専業率もかなり高いし、かなりの所得もあつてゐるわけでございます。したがって、そういう階層を育成していくかなきゃならない。さらに問題なのは、今後の漁業について一番問題なのは労働問題でございます。先ほど先生から、どんな漁船を近代化していくんじゃないかというお話がございましたけれども、やはり今日まで漁船の大型化、近代化が進められた一つの背景には労働問題があるわけでございます。そこで、私もといたしましては、やっぱり三トン—十トンの階層の漁業であつて、極力省力化したしまして、なるべく家族労働を中心にしてやつていくような経営というふうなものの中核として育ていくことが必要なんじゃないかというふうな漁船漁業については感じております。それから養殖漁業につきましては、それぞれの養殖の種類によりまして適正規模というのがございますので、その辺を考えた上で経営としての適正規模というものを十分考えて経

営する経営というものを育成していかなくやならぬ。いずれにしても、人の問題は、非常に重要であるということは先生の御指摘のとおりでございます。

○工藤良平君 もう大体時間が来たようので、入り口ばかりで中に入れないんですけれども……私はいま申し上げましたように、たとえば私のところに——この前の荒勝長官のとき、いろいろ地元からの要請がありまして言つたんですが、たとえば突つきん棒ですね。三陸沖に出て、突つきん棒でやつてゐるわけですが、近ごろ流し網でさつぱり漁場が荒らされてたいへんだと、捕獲してくれという話が出てきて、まあそれはちよつとなかなか無理じゃないかと、お互いに魚とつてゐるわけ、やり方が違ふだけなのを、それとやられたから国に補償してくれといつても——これは相対の関係であれば、それは話ではあるかもわからぬけれども、それを、流し網でやられたから、おれのほうが少なくなつたから、国は金を補償出せといつても、ちよつとそれは無理じゃないかと私は頭から申し上げたんですが、それで、それじゃ相対でやれといふことだけで、ほつぱらかしていかないかと、そうはいかない。やっぱり新しいそういう漁業が入つてきた、それによつてこちらが実際にできなくなつたとするならば、この人たちがどういふふうにしてやるのかということを考えてやらなくやいかぬ。そうすると、そのうちのある部分がいわゆるこの沿岸漁業に切りかえて、何かやろうといふことも当然考へてしかるべきではないかといふことを私、地元の人には言つてゐるわけですね。そういう場合に、一体どういう形態でどういふものをやらせるかという問題。これはこれからの地域地域における問題だと思ひますけれども、要はやっぱりそういう人たちが、おれたちはやっぱり海に育つてきたんだ、漁業をやりたい、漁業の見通しがこういう問題であるぞと、こういうことになる私は、その水域というものをきちんと守つてやる。そして魚礁をつくり、港灣を整備をしてやる。さらに施設に對する

助成なり援助の手を差し伸べてやつて、そこできちんとそういう人たちが意欲を持つて働けるよな体制というものをつくつてやる必要があるんじゃないか。そういうふうに思つてゐるわけでありまして、ぜひそういう点についてはこれから、さつき申し上げましたきちんとした計画目標を立てると同時に、万全の対策を講じていただきたいという気がするわけですね。

そういうことを申し上げたて、さつきからこの問題を取り上げてきたわけなんですけれども、大体、私の持ち時間の時間がまひりましたから、法案の入口まで終わつてしまふわけなんです。これは時間があれば次の機会にあとは譲りまして、一応はこの入口段階で終わつておきたいと思つてゐるんですが、ただもう一つありますのは、今度の漁業共済組合法の関係で、赤潮の問題については、特別の措置として対象にしていただくようなことができたようなんですが、油の汚濁の問題ですね。これについて、私どもの県では、企業とそれから地方自治体——県、市町村が出し合つて一つの基金制度をつくつていこうといふことで、ことし県が約六千万の予算で独自の県担でこれをやるということにいたしました。そういう手だては講じているんですが、しかしそれでもなおかつ、やはりどうしてもおおい切れない部分が出るだらうと思つてゐる。そういう場合に、やはりこの漁業共済制度の中で救えるような体制といふものは、今後考へられていくのかどうか。赤潮の分は入つたようなんですが、これは全体的に魚が少なくなつて、とつた魚が食べられないといふことになつてしまふものですか——これからはいずれ大分のような臨海工業地帯を控えたところでは、だんだんと船の出入りが激しくなつてまいりますから、そういう問題が出てまいります。企業だけの問題じゃなくて、これは大きな問題で、たくさん航行していく船の問題が出てまいりますから、いわゆる複合的な公害といふことになるだらう、単純なものではなくて。そうすると、県担でやつてみてはなかなかおおい切れないものが出てくるんじゃないか。そうすると、赤潮と同じようなひとつ対策が講じられるのかどうか。その点ひとつお聞きしまして、あとはこれは後日に譲るといふことにいたします。そういう程度で——きょうは時間がきましたから、あと皆さん日程もあるようですから、私はこの程度で終わりたいと思ひます。その点をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘のございました油濁による漁業被害の問題は、私もとしまして非常に頭の痛い問題でございます。と申しますのは、わが国の公害の補償制度というのはPPPの原則で、加害者が被害者に対して払う、こういうことになっております。そこで、赤潮をそれではなぜ漁場の中に入れたのかと申しますと、赤潮は自然現象でございます。それに人為的な、たとえば汚水がそれを刺激するとか、あるいは海の富栄養化をもたらすといふようなことで赤潮が起こる。何か話によりまして、バイブルにもすでに赤潮が出ておりますし、古事記には赤潮が出てゐるというふうなことでございます。で、赤潮は天然現象だ。天然現象に人為的な要因が加わりまして、赤潮が非常に最近ふえてゐるというところで、漁場の制度の中に入れたわけでございます。ところが、油濁の問題は、これは明らかにだれか油を流した人がいるわけでございます。必ずその加害者がいるわけでございます。その結果被害が起こつてくる。そこでたとえば船が沈没しまして油が流れたと、それによつてノリの養殖が非常に被害を受けたといふような場合には、もうこれの加害者と被害者の因果関係がきつて明確だ。ところが、そうでない油濁の被害が非常に多いわけでございます。そこでいわれる加害者なきくさん泣かされてゐる、これも現実でございます。それで、これを放置できないわけでございます。私どもといたしましては、これは非常に国の公害対策の全般にわたる問題でございます。加害

者なき公害というのをどうするということは。そこで油濁につきましても実は関係四省ございまして、水産庁と運輸省と通産省、それから環境庁ですが、この前局長連中が集まりまして、ひとつこれは何か制度考えようじゃないかということ、二年以内ぐらいいつ制度をつくらうかと、かしようというのを考えております。しかしその漁業の中に入るといことは、やはり漁業災害補償制度というのは自然災害を対象にしておりますので、どうも赤潮のようにはいかないんじゃないか。で、別な点から何かの対策は必ずとらなきゃならない。しかし漁業でできるかどうかということには私はかなりむずかしいというふうに考えております。

○工藤良平君 いま長官から前向きの御意見をいただきました。これは私も、公害の立場からいろいろ議論いたしまして、公害救済の場合にも、そういう原因不明の場合の措置が非常にないまいんです。ですから、そういう場合には、まず国なら国がかわってそういう補償をしておいて、あと原因がわかった段階でその原因者から徴収をしていくという方法をとるべきじゃないかという議論をずいぶん公害の場でも進めてきたんです。が、これは被害を受けるほうは漁民なんです。これは水産庁がやっぱりねじはち巻きでやらないと——よそのほうはどっちかという、あまりそれは触れたくない。特に通産なんというの、そんなものは、こうなるわけですからね。やっぱり中心になるのは農林省、水産庁が中心になってそれに環境庁を引っ張り込んで、対策を講じさせるということが必要ではないか。私は、より緊急性を持つものではないかと思ひます。それから、その点については、ぜひひとつ水産庁は積極的に取り組んでいただき、大臣、これは大いにハッスルしていただきましてやっていただきたい。たいへん大きな問題でありますから、ぜひその点は御留意いただきまして努力をしていただきたいというのを申し上げ、まあ大臣からもひとつ決意のほどを伺てきようのところはこれでおしま

いにしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 油濁は、まあいま水産長官が申し上げましたようにたいへんむずかしいと思ひますが、こちらも相手が漁民のことです。ますので、できるだけひとつ最大の努力をいたしてやってまいりたい、こう思つております。

○辻一彦君 沿岸漁業の問題を中心にしながら、五ヶ水産問題で伺いたいと思ひます。

第一に、さつきちょっと参考人にも伺つておりましたが、きょうの新聞にも日ソの漁業交渉の経緯が報道されております。日ソの漁業交渉の経緯、それからこれからの見通し等について若干お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) これ条約によりますサケ・マスとカニを別に扱っているんであります。が、今回はモスクワで、両方を並行して行なわれるということであります。カニにつきましては大体会意が得られまして、昨晩水産庁からも発表をいたした次第であります。あとサケ・マス、ニシン等はいま折衝中でございますので、まだ御報告のできる段階ではございません。まあしかし出漁時期もあるものから、ばつぱり最終段階までに合意を得られるように、ただいま代表がモスクワにおいて非常な努力をしておる、こういうことであります。

【理事高橋雄之助君退席、委員長着席】

○辻一彦君 まあ外交的な交渉中ですからあまり私、中に入るのもいかがと思ひますけれども、二、三点お伺ひしたいのは、ソ連側が漁獲を縮小しようという要求を出しております。規制をしようという。それは資源保護という観点からであると思ひますが、いま言われたカニ、サケ・マス、ニシン等の資源保護の北洋における状況は一体どうなっておりますか。

○政府委員(内村良英君) 資源保護の方法は、日ソ漁業条約で、サケ・マスにつきましては日本の沖合に漁業の漁獲量をきめまして、さらに網目の規制とか、網の長さの規制とか、いろいろな規制措置をとっております。カニにつきましては、

従来は刺し網でやっていたわけでございますけれども、かご漁法にほとんど切りかえております。かごですと、非常に小さいのをとったときには、生きたまま海の中へまた戻せる。刺し網ですと、場合によってはもう死んでしまふということもございまして、かごの漁法でやるというようになると、いろいろそういった資源保護措置はとっております。

そこで、資源の評価がどうかということでございます。サケ・マスについては、特に紅ザケと白ザケについてソ連側と日本側の科学者の意見が違つております。わが国は、多少減つてはきている、減つてはきていますけれども、そのレベルで安定している、

というふうな見解を日本側の科学者は持つておりますけれども、ソ連側の科学者は、いや条約開始以来最悪である、というふうな見解をとつておるのではありませんか。そこで、どうしてそういう違いが出てくるのかということ、われわれ科学者ではございせんから、わがほうの科学者に聞きますと、資源評価の方法はほとんど同じやり方をしておると。ただ、その統計の読み方につきましても、昨日も、先般申し上げたんでございすけれども、誤差があるわけでございす。そこで、その誤差のマキシマムで読むか、あるいは平均で読むか、逆のほうの下限で読むかというふうなことで非常に資源の評価が違つてくるわけでございす。そこで方法論は非常に似た方法論をとつておるわけでございすけれども、データの読み方がかなり違うというふうな問題もあるようでございす。というところで、資源評価については、特にベニザケとシロザケは両国の科学者の意見が分か

れておりますけれども、実際に漁業に従事しておりますわが国の船団の船団長あるいは独航船の漁労長の人たちの話を聞いてみましても、過去に比べて資源が減つてきていることはこれはもうだれも否定できないというふうなことのようでございます。

○辻一彦君 すでにこの委員会、前にも議論があつたかと思ひますが、重複する点もあると思ひますが、これは御了承いただきたいと思ひます。漁獲を規制することを要求するには、科学的な根拠をおさるゝあると思ひます。それが統計の読み方によつて、マキシマムで読むか、ミニマムで読むかいろいろ違いはあると思ひます。が、たとえば漁獲が非常に低下をしておるか、あるいは同じ魚であっても同じ時期に大群生、大きさがいちぢく小さくなつてくるとか、科学的に、そういう漁獲を少なくしようということをやつておるような、裏づけるようなそういう根拠というものがかなり明確にわかるのかどうか、それはいかがですか。

○政府委員(内村良英君) これだけ資源が減つたから漁獲量はこれだけにしなきゃならぬ、ということば数学的に算式で出でくるというふうな話ではございせんけれども、一般的の傾向として、たとえば魚体が小さくなつてくるということであれば、かなり資源にダメージが出てきた、ということばこれは漁業者の常識でございす。したがつて、そういう場合には、漁獲努力を多少差し控えなきゃならぬ、こういうことに相なるわけでございす。

○辻一彦君 いま、ソビエトのほうから要求しているという規制や、あるいは漁獲を抑えようというの、そういう数字の上でかなり明確になっていることを根拠にしておりますか。やはり読み方でもどちらにも読めるというふうなところが根拠になるのですか、いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 過去の日ソ漁業条約に基づいてわが国のサケ・マスの公海漁業の数量を見ていると、年々減つております。その減つていく程度はやはり資源の減退があつたということば、これは事実でございまして、全然資源評価を離れてやつておるわけでもございせんし、といって算式でやるようなほどまた厳密なものではないというふうには私は思ひます。

○辻一彦君 それから「毎日」を見ますと、B区域に乗り入れといひますか、監視船が出

ということとを認めるというふうな記事が出ておられます。これは公のもので私は、ないとは思いますが、この漁場のB区域は広い太平洋のほうにも設けられている。その中の規制というのは当然これは自主規制ですね。こちら自体がやるべきものであると思うんですね。しかし、自主規制にまかしておいたんではどうにもならないという、乱獲をするとかという心配が先方のほうにある、もう自分で見に行かなくてはならぬと、こういうふうな傾向なのか。あるいは自主規制というのは、こちらのほうではきちっとやっておるのか、そこらのほうはどうなんだろう。

○政府委員(内村良英君) きょうの「毎日新聞」の記事はどこから出たのかわかりませんが、私も、非常に遺憾だと思えます。ただ、現在の日ソ交渉におきまして、B区域のソ連監視船の乗り入れ問題が大きな問題になっているのは事実でございます。そこで、わがほうは、過去のいきさつもございまして、それに対して反対している。ソ連は非常に強くそれを要望しているというところがございまして、それは事実でございます。それで、まだ話が全然ついてないというのが現状でございます。わがほうが妥協を提案したなどということとは全くございせん。

そこで、本件の背景でございますが、先ほど参考人からお話も多少ございましたけれども、現在の日ソ漁業条約では条約区域における漁業の取り締まりというものは共同取り締まりということになっております。したがって、いわゆるA区域につきましては今日ソ連の監視船と日本の監視船と両方が入りまして取り締まりをやっております。ただ、ソ連は公海漁業がございせんから、全部沿岸でとっているわけでございます。したがって、取り締まりの対象になるのは日本の母船漁業だけで、こういうことになっているわけでございます。が、条約のためには平等でございますから、かりにソ連が沖どりを始めまして母船式漁業を始めれば、当然日本の監視船はソ連の漁業活動を取り締まることができるようでございます。

います。

で、日ソ漁業条約ができてから昭和三十六年まではサケ・マスについての条約区域はA区域だけだったわけでございます。B区域は条約区域ではございませんでした。ところが昭和三十七年からB区域ということで一つの条約区域になったわけでございます。そこで取り締まりの方式について、A区域は日本の大きな母船が出まして、それに一母船三十何隻の独航船がついていて、もうなやり方をしておるわけでございますけれども、いわゆるB区域につきましては、北海道、東北を基地とする独航船がとっているわけでございます。当時は独航船の船もあまり大きくないというふうなこともございまして、沿岸漁民だということでも今日も十トン未満の船が千集から出ているわけでございますけれども、このことでも沿岸漁民が公海においてソ連の監視船から臨検を受けるということとは、これはちよっと国民感情的に非常に日本の国民感情を刺激する。だから日本の監視船がそこは取り締まりましよう、しかし、条約でも共同取り締まりになっておるわけでございます。それからソ連の監視船を乗せましようということで、初めから日本の監視船にソ連の監視船が乗船するというふうな取り締まり方式をとっているわけでございます。

ところが、過去四、五年ソ連は常に、日ソ漁業条約の話し合いのときに、いまのB区域の取り締まり方法というものは政府間協定でやっているのだ、だから、条約本文でいけば当然ソ連はB区域についてもソ連の監視船を入れることができる。したがって、条約本文に戻そうということで常に主張をしているわけでございますが、毎年毎年政府間協定を結びまして、B区域についての取り締まり方式ということで、日本の監視船にソ連の監視船が乗るということをや今日まで続けてきたわけでございます。

それで、この問題には、ここ二、三年非常に要求が強くなりまして、特に去年の樺内大臣が訪ソされましたときには、この問題が非常に重大な問題

になったわけでございます。そこで、そのときには共同声明で著しい改善をはかるということをやったわけでございます。その著しい改善とは何であるかというように点が必ずしも明確な解釈がされてないというふうなこともあったわけでございます。と申しますのは、時間切れで十分その辺まで詰められなかったということもございまして。

で、ソ連は今度の会議で非常にそれを強く主張しているということで、一歩も譲らぬというのが現状でございます。それに対して、わがほうは、現在の取り締まり方式でやるべきであるということとでそれに反論しております。何ら妥協等は全くなされてないということもございまして、その「毎日新聞」の書き方は私も非常に驚いたわけでございますけれども、そういうことは全くの憶測記事というふうにお答えいたしたいと思

います。

○辻一彦君 長官のお考えはわかりました。大臣、先ほど参考人に見えた業界代表も、これはいろいろな感情の点からいっても、乗り入れがB区域にあると非常に問題が大きい。そういう御意見でありましたが、いま長官の御発言は大体伺いました。大臣としても、この交渉に臨んで、B区域乗り入れは大体認められないというふうな方向で今後進められるのかどうか、この点いかがですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 国民感情的にもまずいことではありますので、ソ連に対してそういうことについての御主張に対して反省を求めていると、こういうことであります。

○辻一彦君 まあ、これはいろんな交渉の問題でありますから深く入りませんが、先ほどの参考人の御意見も、これは、非常に強かったと思えますので、いまの御答弁の線でごんばっていただきたいと思います。

そこで、先ほど参考人の御意見もありました。が、こういう交渉は水産庁が中心になってやっておられる、まあ次長が行っておられるわけでは

ね。しかし、この交渉団の中には、外務当局も私は参加されておると思えますが、もう少し外務当局の交渉体制といえますか、こういうものを強化する必要があるんじゃないか、こう思いますが、外務当局どうお考えになっておりますか。

○説明員(加賀美秀夫君) この日ソ漁業交渉に当たりますのは、従来から外務省それから水産庁は緊密に連絡をいたしておりまして、実際、代表団にも外務省がフルに参加してきております。これは在来もそうございまして、今後とも水産庁と外務省両方の協力によりまして、万全の態勢でいくという所存でございます。

○辻一彦君 両省間でそれぞれ連絡をとりながらやっておられるということではあります。よりひとつこれは交渉態勢を強化をしてやっていただきたい、こう思います。

そこで、外務当局にもうちよっと伺います。が、ナイロビ会議でいわゆる領海拡大専管水域二百海里説が圧倒的にいいますか、全会一致で採択をされるだろうと、こういう予測がされておったのが、先日の新聞記事によりますと、内閣のいろいろな意見によって必ずしもまとまらなかった。こういうように報道されておりますが、その経緯については一体どういう実態であるか、これをお伺いしたい。

○説明員(杉原真一君) この六月の末から約二カ月前南米のカラカスで海洋法会議が始まるわけなんです。ございまして、それに向けて開発途上国、七十七カ国グループと称しておりますが、この国々全体はいま百カ国をこえるそうでございます。が、これらの国々が海洋法会議に臨む基本的な原則について合意を遂げた上でカラカス会議に臨もうと、そういう趣旨で三月の末から約二週間ケニアのナイロビで会議をやったわけなんです。ございまして、当初、それに向けて作業部会がつけられた原案というものがございまして、これは約十数項目を網羅した基本的な原則を盛り込んだものでございまして、もちろんその中で一番基本的な問題は二百海里の経済ゾーンの規定でございます。

当初の予想では、おそらく二百海里の経済ゾーンについて、ラ米、アジア、アフリカの諸国すべてが一丸となって基本原則に同意をして、原則宣言をやるだろうと予想されておったんでございますが、ふたをあけてみますと、現実には集まったのは約七十カ国でございますが——正確には七十二カ国。そのうち二十カ国ばかりが内陸国、海を全然持たない国及び回りに海はあるのですが、たとえばシンガポールとか、ザイル——前のコンゴでございますが、こういうようによその国の領海を通らなければ海に出て行けないような地理的に不利な関係にある国、こういう国、約二十カ国が、沿岸国だけが二百海里の経済水域に対して排他的な私権を持つことはわれわれの利益にならないということをや非常に強く打ち出しまして、そのために、二百海里の経済水域の基本原則については、何らの基本的原則の宣言をすることができなかったというふうになっております。ただし、二百海里の経済水域という方向自身に彼らが反対したというのではなくて、それに内陸国等にも参加する権利を与えろというのが主たる主張であったようでございます。

さらに、そのほかの問題、たとえば新海底開発のどういふ法秩序を設けるかという問題とか、あるいはインドネシア、フィリピン等が唱えております群島理論というふうな問題、さらには、国際海洋環境の保護の問題、それから科学調査の自由の問題等については、大かたの合意が得られたようでございますが、宣言全体としては、何らの基本文書も採択されずに終わったというのが実情だと伺っております。

○辻一彦君　そうしますと、六月二十日から始まりますカラカスの会議ですね、これで二百海里専門水域説が採択されるというのは困難であると、こう見ていいわけですか。

○説明員(杉原真一君)　これは、カラカス会議の全体としての見通しにかかってくるかと思うんでございますが、今度の海洋法会議では、大きな項目でも二十数項目、小項目にいたしますと、九十

項目にのぼる問題が議論されるわけでございますし、開発途上国——一番大きなグループである開発途上国の中でも意見が割れているということと、それから今度海洋法会議の初めての事実会議で、従来の準備会議に出ておりました九十九カ国に対して約六十カ国の新たに参加する国があるわけでございます。そういう国々が、それぞれの立場の表明等をいたします時間がかかりかかるわけで、その上で各グループの利害の調整を行なうて、それから案文の作成という段階に入るわけ、とてもカラカス会議のうちには、条約の採択にまではいかないだろう。ただし、特定の問題について、二つないし三つの案を作成する作業はかなり進むだろうと見られておるわけでございます。したがって、御質問のございました二百海里の経済水域の点についての案も、それを非常に明確に、かつ、強い権利を利害国に与えるようになつてくつた案と、それに対抗いたします幾つかの案が並んだ形で、カラカス会議の終わりのころには浮かび上がってくるだろうという予想でおるわけでございます。

○辻一彦君　もう一ぺん——そういう状況について、わが国としてはこのカラカス会議にどういふ態度で臨むのか、これ外務当局と水産庁から簡潔にお伺いしたい。

○説明員(杉原真一君)　いま申し上げましたようなカラカス会議の見通しでございますので、第一段階と第二段階に分けて考えればいいかと存じますが、第一段階では、日本が従来行なっております各種の主張、あるいは提案についてこれを説明し、特に新しく参加する国々に理解をしてもらうという段階があると思ひます。それからその次の段階になりますと、今度は条約採択がたとえば三分の二の多数ということになりますと、三分の二をとる案がどれであるか、あるいはその三分の二をつぶす、少なくとも三分の一以上をとる案がどれであろうかというふうな案文の選択の段階に入つてまいりまして、そうなりますと、わが国といたしましては少なくとも、できればもちろん百カ

国以上の票を集め得るような案をみずからがイニシアチブをとつてつくるといふのが最も望ましいわけでございますが、そうでないにしても、他のグループが百カ国以上の賛成を得ないよう、日本が入る案が五十カ国以上の票を集め得るよう、仲間づくりに励んで、その仲間づくりにできるような案を、日本も利害を同じくする国々とともに努力してつくっていくというふうな段階に入つてくると思ひます。

○政府委員(内村良英君)　海洋法の会議の問題は、単に漁業以外に通航権の問題、あるいは軍事上の問題、その他あるいは地下資源の開発の問題等もあるわけでございますが、漁業を担当いたします水産庁といたしましては、やはり沿岸国のある程度の優先権を申しますか、これはまあ世界の

大勢から見てもやむを得ないのじゃないか。これに反抗してみても公海自由の原則だけでやってみても、これは全く孤立してしまうのじゃないか、それである程度沿岸国の優先権は認めざるを得ないだろう。しかしながら、完全にシャットアウトするというのは、非常に公平でないということから、特にわが国のように漁業実績を持つてゐる、そういった実績は十分尊重されるべきじゃないか。その場合におきまして、わが国といたしましても、資源保護には十分協力して、実績があるから乱獲していいという議論をする気は全くないわけでございます。資源保護に協力しながら、できれば委員会等をつくつて、その中で資源の保全をはかりながら、日本の漁獲を続けていく。特に開発途上国の場合には、さらにそれに資本援助なり技術援助をいたしまして、向こうの漁業の振興というものの力をかしながら漁場の確保をはかる

と。先ほども参考人が言われましたけれども、この二百海里の問題は、日本にとっては北洋の問題が一番大きいわけでございます。そうなりますと、相手国はソ連、アメリカ、カナダ、それから東海・黄海につきましては中国というふうなことでございまして、そういったいわゆる先進国、あるいは

は中国に對しましては、資源保護を強調して二国間あるいは三國間で条約をつくつて、日本の漁業を継続していくようにしたいというふうな考えをおるわけでございます。

そこで、一番問題なのはやはり遼河性の魚類でございまして、特にサケ・マスについてアメリカ、カナダ、ソ連は、これは沿岸国に優先的な管轄権があるんだという主張をかなり強くしておりますので、これはわが国漁業にとつてなかなか容易ならぬ問題になつてくるのではないかと。しかし、その場合におきまして、わが国の過去の実績というものは十分尊重されるべきであるということとを強硬に主張すべきであるというふうな水産庁としては考へておるわけでございます。

○辻一彦君　そこで、これに関連してわが国と開発途上国との漁業の経済協力といひますか、これの協力の問題について、二点お伺いしたい。まあ開発途上国との経済協力を一元化をする、こういう目的で、国際協力事業団が新設されるわけですが——この海外漁業協力財団はすでに発足しておりますが、これだけを特に残して分離独立をする、その考へ方というものを一度確認をいたしたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(内村良英君)　新しい事業団の問題が出てゐるわけでございますが、漁業につきましては、従来どおり海外協力財団で海外協力をやっていきたいと思つておるわけでございます。それで、新しい事業団の中に、漁業を入れるべきではないかという議論がございましたし、また、現に国会でもそういった議論があることを私も承知しております。

そこで、どういふ考へ方を水産庁としてしているかと申しますと、ただいまお話がございましたように、開発途上国を中心とする領海あるいは漁業水域の拡大の動き等に対しまして、わが国の海外漁場を確保するためには、やはり開発途上国に対しては漁業協力を結びつけて漁場の確保というものをはからなければならぬということと、現にわが国の民間企業がそういった話し合いを若干

の国とやっておるわけでございます。その場合、必ず話が出てまいりますのは、まあ、それでは日本の漁業活動を許しなさいと、しかし必ず協力をしてくれという話が出てくるわけですね。それで、そういうふうな漁業の場合には、民間の行ないます。そういう漁業交渉と密接な関連を持っておるわけでございます。一般の援助をねらう新しい海外協力の事業団の機能とは若干違う面があるわけでございます。したがって、水産庁といたしましては、この漁業部門における経済協力というものは、そういう民間の漁業交渉と関係があるのでございますから、今後におきまして、海外漁業協力財団で引き続きやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○辻一彦君 まあ分離をしているという事情はある程度わかりますが、そこで海外漁業協力の場合、現地の漁民等の活動をささえる基盤をつくっていくというふうな重点を置くのか、あるいはわが国の漁船が行って漁獲をできるような場所をつくるのに重点を置くのか。これによって私はかなり違ってくると思うんですね。農業の場合には、かなり現地の生産基盤を強化をして、そこで生産された農産物を向こうの農民から買入れ、そしてまあ輸入をしていくと、こういう形がとられておるんですが、漁業協力の場合には、そのいずれにウェイトが置かれるのか。もし、日本の漁船が行って漁獲をするというふうなウェイトが置かれるとすると、どうしても資源を略奪するというか、資源を収奪していくというふうな受け取り方を私、さやうなと思うんですね。そういうものに対してどういう配慮と対策を考えているか、この点について若干お聞きしたい。

○政府委員(内村良英君) いずれにいたしまして、お金を貸しまして、それによって現地の漁業活動の能力を引き上げていくわけでございます。そこで、たとえばエビの、先ほど日本の零細の、零細というほどでもございませぬけれども、中小企業の人たちが集まりまして中南米のガイアナで、あそこでエビをやっておるという話がございます。

いましたけれども、そういった、ガイアナに対してエビの冷凍工場をつくらうじやないかというところを持ちかけました場合に、これは現地に冷凍工場ができるというところは向こうの一つの資産になる。さらに、それによってある程度の雇用の問題ももちろん出てきます。現地の経済の向上に役立つことは事実でございます。ただ、やりようによっては、全く日本のエビ漁業のためにつくったんだというふうになつてもこれはまずいわけでございますから、たとえばそういった冷凍工場をつくった場合におきまして、その半分は現地で消費するために充当すると、その半分は日本に持ってくる。冷凍工場をつくりまして、その冷凍魚を全部日本に持ってくるというところがあればこれは露骨に日本のためにやっているということになりますので、そういうことは避けなければならぬ。そこで、半分は現地に落とすというふうなことをやらなければならぬ。それと、それから漁船は向こうがつくるのにそれにお金を貸すという場合には、これは完全に向こうのものになるわけでございます。

それから試験場をつくつてくれという場合に、試験場をつくる。それに対して機材を出しましてその機材を購入する資金を貸す。人間のほうは、日本の科学者を、これは一般の経済援助で、技術協力を出すというふうなことをすれば、完全に現地のものになるわけでございます。

そこで私もいたしましては、やはりこういった性質の事業でございまして、現地の役に立つものに重点を入れていきたい。ただ日本の漁業、これには財団にも日本の漁業会社は出資しているわけでございます。日本の漁業の立場というものを全然無視したということでも、ただ相手だけがいいということでもなかなかないんじゃないか。その辺は十分財団側とも相談しながら、そういった露骨にわが国だけでやっているというふうなことは極力避けなければならぬ。相手の国の向上になることを重点に置きながらやりたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

す。○辻一彦君 外務当局に一言伺いますが、いまのような努力が払われておると私は思うんですが、けれども、しかし、ともすると、船が来て資源を持つていく、こういう受けとめを開発途上国の場合には、さやうすいのではないかと、思います。で、そういうような懸念というものが具体的に起こっているというふうなことは、いまのところあまりありませんか。

○説明員(杉原真一君) 先ほど来申し上げておりますように、二百海里の経済ゾーンが、そういう考え方が起こってきた非常に大きな要素の一つに、自分たちの沖合いの特に水産資源が先進諸国、資本と技術を持っておりまず先進諸国漁業国に持っていかれるのを見るにしのびないと申します。最近のごとく食糧危機とか、あるいは資源が全体として人口との間にアンバランスが生ずる傾向がある、というふうな認識が深まってまいっている。従いまして、それならば、自分たちの沖合いにある資源、特に漁業資源をこの際取り込んでおこう、というふうな発想がまず起こってまいりました。そういうのが直接の動機になって、経済水域二百海里説というものが出てきたわけでございます。したがって、日本といたしましては、そのような資源の略奪とか、あるいは資源の独占とか、あるいは乱獲するとかいうふうな批判をこうむらないような態度と、また、操業方法をもつて今後対処していかない限りは、後進国の持つております危険というものをなだめるといふことはかなり困難な情勢だろうと思っております。現に、二百海里ゾーンが準備会議の段階で議論されておりますときに、日本、ソ連、これが遠洋漁業国として第一位、第二位の実績を持つていてる国でございますが、これの名前がしばしばメンションされたというところから見ても、開発途上国の心情というものは御理解いただけるんじゃないかと存ずる次第でございます。

○辻一彦君 時間の点からも、この問題は深くは触れることはできないと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、北洋の場合には、資源を科学的にどう調査をして、それについての話し合いをどうするかということが一番のポイントであろうと思うし、開発途上国の場合は、相手国の立場になつての配慮や対策がどうしても大事だと思ひますから、この点、せつかく海外漁業協力財団が分離独立をして別にあるわけでありまして、水産庁、外務当局も十分連携をとって努力をいたしたい、こう思います。外務当局はもうけっこうです、お忙しいようですから。

そこで、時間的にかなり追われておりますので、私、沿岸漁業のものである漁港問題について二、三点お伺いたしたい。

一つは、漁港整備の第五次五カ年計画が策定をされておりますが、これは四十七年度の大体物価水準、基準で策定をした。そこで、たとえば個々の漁港を例にとつても、たくさん漁港を、私見することでもできなかったで、限られた県内の漁港をちょっと見たわけでありましたが、たとえば越前海岸にある四カ浦という漁港は、当初、四十七年の物価水準で五十七億の要求をして、これが最終的には五十三億に決定をしている。初年度に、四十八年度に三億三千万、これは三億八千万の予算化が行なわれておりますが、総需要抑制という、こういう状況の中でありまして、公共事業費が全般的に押さえられるということはやむを得ない点があると思ひます。しかし、非常に物価が上がっている、資材が上がっている、人件費が上がっている。こういうふうな中で、たとえば三億八千万程度予算化されても、五年間に、ほんとうに計画した漁港が完成するのかわからない。こういったことについて、いま漁民の間にたいへん不安が多いわけなんです。特にいろいろな、私は港にはそれぞれの地域における特殊な条件があると思うのです。この四カ浦の港を見ても、たとえば八つや九つの漁業協同組合があるが、合併しなくちゃいけない。しかし、なかなかむずかしくて合併できない。そういう中で、五年間たてば、こういった港ができてみんなやれるん

だから、いろんな面があつても合併をしてひとつやろうじゃないかと、こういうふうになつて、非常に漁港の建設に大きな期待をかけておる。それが、どうもこの勢いで資材、物価が上がつてくるこの中で、五年後に二十億かりに急につぎ込んで、その二十億が十億ぐらゐの事業しかできないんじゃないかと、そういうふうな非常に懸念されておられます。で、いま漁港の五カ年計画の進行について、このような不安と懸念が広範に起きておられますが、この点についてどうお考えになつておるか、お伺いしたい。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、第五次漁港整備計画は、昭和四十八年度以降、五年間に総事業費七千五百億、これは閣議決定をいたしまして、もつて漁港整備を行なうとしておるわけでございます。そこで初年度でございまして昭和四十八年度におきましては、事業費約七百二億をもつて事業を実施いたしまして、全体計画に対する進捗は一〇・三%となつたわけでございまして、四十九年度は、総需要抑制の中で、公共事業の中で漁港関係は九%アップになつておりまして、土地改良等に比べればかなりよく見てもらつてゐるほうでございまして、事業費をいたしましては七百六十二億をもつて事業を実施することになつております。これで計画に対する進捗は二一・五%となる予定でございまして、ただいま先生が御指摘のございましたような、物価高の問題がここに起こつてきてゐるわけでございまして、この問題は、単に漁港だけじゃなくて、公共事業全体の問題ではございまして、水産庁といたしましては、経済的な断面、効率的な施行をはかる等の計画内容の検討をはかると同時に、今後の予算確保について十分にとめたいと思つておりますけれども、これは、今後、財政当局とも折衝しなきやならぬ問題でございまして、公共事業全体の問題に関連してやはり解決されなきやならぬ問題ではないかと思ひます。

○辻一彦君 確かに、公共事業全体の問題にかかわることだと思ひます。しかし、零細な漁民にとつては、小さな漁業協同組合にとつては、港ができるということに大きな意味をかけて、むづかしい条件の中でも何とかがんばつていこうと、こうやつてゐるわけですね。だから、これが五年たつて、まことに中途はんばな港しかできないとなれば、もちろん、その期待をこわしますし、それから漁村、漁業自体も私は、非常にあぶない状況になるのではないかと、こう思ひます。

そこで、こういう勢いで物価が上がると、生産資材が高騰する、こういう中で、五カ年間でこの計画の自身を実現さすという確信といたしまして、見通しを、まあむづかしい問題ですが、どうつけておられるか、持つておられるか、この点いかがでしよう。

○政府委員(内村良英君) ただいま申し上げましたように、四十九年度におきましては進捗が二一・五%ぐらゐになるわけでございまして、そこで、私もどなたもいたしましては、やはり閣議決定をした計画でもございまして、これは五年間でやらにやいかぬというふうな強く決意を以てゐる次第でございまして、

○辻一彦君 この五カ年計画は、第五次が策定される時にも、私もここで議論をしましたが、いままでも五カ年計画といつて全部できたことがない。しかし、それは議論としては、いやもつといふ計画が早くできたので繰り上げてやつていくのだと。こういうことでもあらうと思ひますが、しかし、実際問題として、あの物価の動きの中でなかなか、五カ年計画といつてそれが計画どおり進展してゐない。特に今度のような異常なといえるような物価高、生産資材の高さの中では、これは非常に私はあぶない、むづかしいと、こういうふうに思ふんです。で、そういう場合には、この期間内、非常に困難な場合には事業費を増額するとかして、この計画を達成すると。そういう水産当局は決意をちゃんと持つておられるのかどうか、この点いかがでしよう。

○政府委員(内村良英君) 五年計画は、これはぜひ達成するようにしたいと思つております。

○辻一彦君 農林大臣がおられればお伺いしたいんですが、政務次官、いらつしやるようですか。一言、ひとつ決意のほどをお伺いしたい。

○政府委員(山本茂一郎君) ただいま、長官からもお答えしましたように、計画のとおり、これを実行するごとくわれわれは腹をきめてゐる次第でございまして。

○辻一彦君 港ができないうと、沿岸漁場開発整備法ができなくても、なかなか私は、自身がそろわないと思ふのです。そういう意味で、いまの決意どおり、どうでもして、がんばつてもらわなきゃならない、いただきたいと思ひます。

それから同じ漁港に関して、漁港を歩いてみると、小さな漁港がありますね。何十億とか、百億とかいう大きな単位に乗つておる漁港は、まあこゝしは公共事業費抑制で予算が押えられるといつても、かなりの金額が出ますが、この三千万や五千万の小さな漁港の修築計画で局部改良とかここにありますが、これに八百万や九百万程度小さく分けて出してても、これという仕事ができないんじゃないかという心配があるんです。で、こういう小規模漁港で、短期間にちよつと重点を置いてやる場合には、なるべく早い短期間でやつてしまつと、こういうことはできないのかどうか。これらの点どうお考えですか。

○政府委員(内村良英君) 漁港の整備につきましては、先生御案内のように、その必要性、緊急性等を考慮しまして、重点的に整備を要する漁港は漁港修築事業により実施し、また、漁業情勢の推移に即応しまして、機能の充実をはかる必要があるというような漁港につきましては、改修事業または局部改良事業として実施してゐるわけでございまして、主として小規模漁港の整備を目的といたしまして、毎年予算措置によつて実施して、港当たりの総事業費が三千万円以下のものを対象といたしまして、私どももいたしまして、執行能力、それから施工体制等を考えまして、こ

いったものはおおむね単年ないしは二カ年でやりたいと、こういうふうな思つております。

○辻一彦君 単年、二カ年じゃないに、このままだと三年にわたるに思ひますが、これはひとつこういう小規模なところも調査をしてみたら、少なくとも二年ぐらゐでやつてもらふようにしたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 私どももいたしまして、その方向で努力したいと思ひます。

○辻一彦君 先ほど工藤委員から漁業の金融問題、経営の問題が出まして、時間の点から多く触れられませんが、私一、二点ちよつと例をあげて申し上げたい。

昨年、PCB、水銀の汚染問題、それから去年からことしにかけて、先ほどお話のように資材が非常に上がる、燃料からもいろいろんなものが上がつております。こういう中で、ほかのいろいろんな産業――農民、林業などみなたいへんですが、やはり零細な漁民というものが非常に大きな影響を私受けておると思ふ。

たとえばこれは越前海岸へこの間行きましたら、漁協の組合長や、漁民の人がたくさん集まつて、いま税務署へ持つていくものをいろいろ書いてゐるので、これを見てくれということ、私にもいろいろ見せてくれたんですが、これを見て、たとえば「北陽丸」というこれは一隻の船ですが、これを出てゐる船主の決算書といひますか、これが出ておられますが、これでも、収入は二千二十九万一千九百六十九円と、こういうふうな中で、支出が二千四百四十二万一千三百六十四円、支出が二千四百四十二万一千三百六十四円、三百八十五万六千三百三十七円約四百四十四万の赤字が出てゐる。それからこれは二台持つてゐる、「兄弟丸」あるいは「十八斗丸」という名前の船ですが、この二台の場合に――二隻ですが、これは支出が四千七百四十五万、――端数は略しますが、それから収入が三千二百九十二万七千円。で、千四百五十二万七千円が赤字、大体一隻にすれば七百万の赤字と、こうなつておられます。こんな例がいま零細な漁民というか、漁村に非常に私、現

在のところ多いと思うのです。

そうしますと、このままでいきますと、大きなところは別としても、この漁港ができる前に、漁民のほうがかう手をあげてしまう心配が非常にあると思うのです。大まかに言って、そこで、たとえば、畜産農家に対しては、えさの高騰等による緊急対策をやらないかぬということで、いろいろやりますね。私は、漁村も畜産農家と並ぶような、この昨年の公害以来、危機状況にあると思いますが、そういう事態をどう認識されておられるのか。この点ひとつ伺いたい。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたように、昨今の物価高によりまして、漁業用に使いますA重油の価格は昨年のいまごろに比しますと三倍近くなっております。漁網綱等も約二倍、その他の資材も上がっております。したがって、漁業の経費というものが非常に上がる傾向にございます。漁業の場合には、最近、春闘で賃金が上がりまして、企業では賃金の問題相当問題になっておりますけれども、これはいいか悪いかは別にいたしまして、漁業の場合は歩合い制度になっている面が多いものでございまして、この資材の値上りの影響というほうが労賃の上がりより影響が大きいんじゃないかと私も見ております。そこで魚価がそれに合わせて上がってまいりますればこれは問題ないわけでございます。それで十分経費を償える。ところが、先ほども森沢参考人からお話ございましたけれども、水産業の場合には、価格が需給でまわってくる面が多いわけですから、なかなかコストの上昇というものを価格に織り込めないという問題がございまして、そこで、私どもいたしましては、こういった日本の漁業計画が直面している段階におきまして何らかの対策を講じなければならぬ。特に運転資金を融資をいたしまして、その間一方、魚価対策をとっていかねければならぬということいろいろ現在内部において検討している段階でございまして、

○辻一彦君 畜産農家の場合は、たとえばこの間の予算委員会における農林大臣の答弁で、六百億の予算あたりという、そのあたりということばが何度か繰り返されたが、緊急の融資をいま事務局当局で詰めていると、こういう答弁があったんですね。水産当局はいまどの程度のものを詰めておられるのか、おおよその見当をひとつ伺いたしたい。

○政府委員(内村良英君) えさについてそのような対策がとられたというわけでございますから、重油の値上がり、資材の値上がりは、水産業にとつては、畜産におけるえさの値上がりと同じ影響がある。ただ、畜産の場合には、私どもの承知しておるところでは、えさのウエートが経費の五割以上になっております。ただ、水産の場合には上がつたということ考えましても三割ぐらいになりますので、経費の中の占める割合が、その辺のところを考えまして、資金量につきまして検討しております。

○辻一彦君 どのぐらい検討しているのですか。検討しているというのとは、ちょっと具体的にわかりませんか。

○政府委員(内村良英君) 各いろいろな漁業の種類がございまして、たとえばマグロのはえな漁業、トロール漁業、その他の漁業がございまして、漁業の種類ごとに必要な資金量を現在算定しております。

○辻一彦君 その種目ごととはけっこうですが、おおよそそれをまとめてどのぐらいの見当をつけておられるのか。

○政府委員(内村良英君) これは、財政当局に話し合いを持ち込まなきゃならぬ問題でございまして、いま作業中でございまして、決して漁業者が困るようなことがないような数字にいたしたいと思っておりますが、ここで具体的数字を申し上げるところまでまだ詰まっております。

○辻一彦君 そうすれば、畜産農家に対処したと少なくとも同じ程度の緊急対策を、水産当局としては、漁民にこの対策として考えていると、そう考えていいですか。

○政府委員(内村良英君) そういう措置をとりたかと思つて一生懸命努力しているところでございまして、

○辻一彦君 政務次官、努力ではなかなかだめなんで、どうでもしてやってもらわれないかぬのですが、決意のほどを一言伺つておきたい。

○政府委員(山本茂一郎君) ただいまの問題につきましては、長官からお話しましたように、これを関係方面と十分検討をいたしまして、いまの御質問の趣旨に合うごとく努力をいたしたいと、こう考えております。

○辻一彦君 先ほど工藤委員からお話がありましたが、たとえば農業でいえば土地を買う、水田を。そうすれば三十年とか長い、そして三分とか長期の融資が出る。山を造林をすればこれも長期低利の融資が出る。あるいは最近の繊維に対する対策が中小企業に打たれておる。これを見ても、商工政策では、明治時代にならぬような高度化に対して、長期低利の融資が行なわれている。こういうふうにして打たれておりますが、漁業は私に、それに比べるとまだ十分でないように思うのです。で、この点ひとつ検討してもらつて、少なくとも平場の農民、山における林業あるいは中小企業の機屋さん、繊維対策、これらと並ぶような長期そして低利の融資対策、金融対策、こういうことを私は一ぺん洗い直して検討してやっていただきたいと、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 融資条件につきまして、水産業は他産業に劣らないようにやらなければならぬということ、私どもは一生懸命努力しているわけでございます。そこで、ただいま先生からお話ございました中小企業につきまして、はいわゆる特定繊維工業構造改善事業の二分六厘あるいは一般高度化事業貸付の二分七厘というような金利があるじゃないか、それに對して漁業の場合には沿岸漁業の構造改善の事業推進資金の場合に三分五厘でしかない。もうちょっと安い金利のものをつくるべきではないかという御質問だと思います。私どもも一生懸命努力

力しているわけでございますけれども、水産業で特に制度資金の対象となる制度資金はいわゆる公庫資金でございます。そこで公庫資金につきましては、農業の農地等取得資金あるいは林野の造林資金等もございまして、農林漁業金融公庫の行なっておりますそれらの資金につきまして、決して水産が不利になっているとは私は思っておりません。ただ、中小企業の場合には、確かに先生がおっしゃるような資金がございまして、これはしかし、中小企業振興事業団がやっております、その事業団には相当額の出資が政府から出ているわけでございます。そういった無利子の金を財源にして安い金利をつくらせているわけでございます。そして、そういった仕組みが現在農林金融の場合にはないと、農林漁業金融の場合にはないという点には問題がございまして、公庫資金の中の資金バランスということにつきましては、私は、決して水産業が農業、林業に劣ることではないのではないかと、うううに確信をしておりますけれども、なお先生の御質問がございまして、慎重に検討して、五十年年度予算の場合に、金融制度についてはもっと拡充するように一生懸命つとめなければならぬ、こういうふうにしております。

○辻一彦君 これで終わりますが……私、栽培漁業センター、それから遊漁対策、この二点についてもう少し伺いをしたかったのですが、時間的にもう無理なようでありまして、別の機会に譲りますが、一つだけ、瀬戸内のほうではかなり長い間かつてようやく栽培漁業センターがある程度種苗生産が可能になってきた。しかし、かなり長い間のリスク等があった。これは国のほうで運営をずっとやってきたわけですね。いま日本海側に五カ所、北のほうにもこれからは地域の特長がかなりあるというわけで、地方にそういう運営をまかすことになっておりますね。しかし、この栽培漁業センターのリスクとそれから放流という公益性、こういう点を考える

と、ある採算が合うようになるまでは、やはり瀬戸内のように、国が責任を持ってこれが十分種苗生産が有効になって役立つ、採算にのると、こうなったときに地方にゆだねていく。私はそういうことを考えなければならぬのではないか。この問題はまだ建設中でありまして、だから、運営については前橋内農林大臣も、今後運営までに若干の時間があるから検討したいと、こういうことでありましたが、これはひとつ十分検討していただいて、このリスクと公益性の点から、国が責任をもつてもう少し、ある期間はやってもう。こういう検討を、まだ若干時間がありますから、してもらいたいと思いますが、これいかがでしょうか。

○政府委員(内村良英君) 確かに今後の採算漁業センターの運営の問題を考えました場合に、その事業の重要性に心がみまして、先生の御指摘のような問題があると思います。この問題が現実化したしすのは、現在建設中でございまして、五十一年度以降の問題でございまして、その場合に慎重に検討して対処したいと思うております。

○塚田大願君 今回提案されました沿岸漁場整備開発法案でございまして、この法案を拝見いたしますと、その第一条におきましては、「沿岸漁場の整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずる」、あるいは「水産動物の育成を図り沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進することにより、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もつて沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大」をはかりたいと、こういう趣旨のことがございまして、私は趣旨としては、たいへんこれはけっこうなことだと思っております。当然そうでなければならぬ。しかし、だからといって、現実の姿が、はたしてどうなのかという問題であります。

今日、日本列島のあらゆるところで埋め立てが行なわれておる。そのことによつて、漁場が制限をされ、沿岸漁業が危機に追い込まれようとして

おる。これが今日の事態でございましょう。各所管省庁から出された統計を見ましても、建設省あるいは運輸省関係の資料を拝見いたしましたも、とにかく今日埋め立ての面積というものは、昭和二十年から四十八年一月までに約十一万二千ヘクタール、こういう数字になっております。これは、たいへんな数字であります。これだけ日本の沿岸がつぶされておるといふことでありますから、それだけまた、沿岸漁場が追い込まれておるといふことでございましょう。こういうところ、じゃあ、どういふふうにご利用されておるのかといえ、いわば大半が工業団地でありまして、ほんとうに国民の生活や環境保全というふうなことに役立っているわけではない。

そこで、まずお聞きしたいわけでありましてけれども、こういう実態で、ほんとうに漁業というものがどうして守つていけるのか。いろいろ今度の法案でもいろいろんことがいわれております。漁場の整備開発であるとか、特定水産動物の育成方針であるとか、たいへんりっぱなことが書いてあるんですが、しかし、こういう大企業のための工業団地が、これだけ沿岸を埋め立てることによつて進められておるといふ、こういう中で、ほんとうに漁業というものをどういふふうには保護されているのかというところ。特に私がお聞きしたいのは、こういう地域にみんな漁業権というものがそれぞれあるわけでありまして、この漁業権というものが、どんなふうには保護され、また、いかなる施策をとっておられるのか。まずその基本的な面でお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたように、最近の沿岸地帯の埋め立て、都市化の進展、あるいは海上交通のふくそう等によりまして、漁業に大きな影響を受けております。これに對しましては、現在海洋汚染防止法、あるいは水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法、公有水面埋立法等、公害関係の法律が最近においていろいろ整備されてまいりましたので、水産庁としては、こういった法律

を所管している各省に對して、その厳正な運用を要請しておると同時に、密接な連絡をとつて対処しているわけにございまして。一例をあげますと、環境基準は水産庁を含めました関係各省の協議で定めておるということ、従来よりもこの点について最近いろいろ前進的な措置がとられておるといふことは事実でございまして。さらに水産庁といたしましては、汚染状況調査、あるいは公害防止資器材の設置、公害防止調査指導体制の整備、海底堆積物の除去等を進めまして、被害者である漁業の立場から公害防止にいろいろつとめておるわけにございまして。

そこで漁業権との関係でございまして、漁業権があるところにつきましては、漁業者が漁業権を放棄しない限り、その漁業権というものは保護されなければならないということになっておりますので、埋め立ての場合あるいは発電所をつくるというような場合につきましては、漁業者と関係の企業と、あるいは場合によりましては地方公共団体との話し合いが行なわれまして、漁業権補償が行なわれてからいろいろな仕事が始まるということ、一応漁業権によつてそれらの漁業は保護されているわけにございまして。ただ問題は、先ほども御答弁で申し上げましたけれども、過去の私どもの経験によりますと、こういったいろいろな公害をもたすような企業の誘致につきましては、県がかなり積極的に従来参画しているわけにございまして。その場合、県の開発関係の部署がほとんど仕事を進めまして、まあ水産を担当しているものには必ずしも密接な連絡がとれてなかったというところが過去においてございまして。その結果、水産関係者といたしましては、事が起こつてからそれを知らされるというふうな傾向になつていた面もございまして、私もそういったしましては、水産関係者あるいは知事さんに対して、そういった開発事業を進めるときには、十分水産関係者にも連絡をせよという、水産関係の意見というものが反映するようにしてほしいということをお願いしております。したがしまして、そういった

た運用をしていきまして、こういった開発と漁業との調整というものをとつていかなければならぬ。もちろん水産業だけの立場からいいますと、埋め立ては一切やめてほしい、発電所はもう一切お断りということが一番望ましいわけにございましてけれども、現実問題として、なかなかそういうかぬ面もございまして、その場合には漁業者の利益が十分保護されるような措置をとるように一生懸命努力している段階でございまして。

○塚田大願君 まあ確かに最近公害規制の法律もずいぶんできましたし、社会的な世論もそういう方向でこれを推進しておると思つておりますが、しかし、この漁業という側面あるいは水産という面から見ますと、あまりにも後手に過ぎたんじゃないかと私は思ふんです。もちろん、水産庁としては、あるいは農林省としてはそれなりにいろいろ苦慮されておったと思ふんですけれども、現実には押しまくられたと、まあ早く言えば、そういうことだと思ふんです。通産省や建設省その他に押しまくられたと言つても私は過言ではないんじゃないかと。まあその点はいま水産庁長官もいみじくもおっしゃったけれども、とにかく県の段階でもそうだと、開発部門とかく水産関係を押し切つてしまつてしまつてしまつてしまつてしまつてしまつて。国の場合でも私は、多分にそういう側面があるんじゃないかという感じがするわけにございまして。

そこで、ひとつ具体的に質問をいたしますが、私のこの間大分港に行つてまいりました。で、この大分の地区では、いま新産都市事業計画というものが大々的に進められておるわけにございまして。御承知のとおり、こは別府湾の景勝の地で、水産関係でも、たいへんな重要な地域であると思ふんですが、この別府湾の沿岸が大分市から佐賀県にわたつて約二十キロの地域で、埋め立て計画が進んで、一部完成しているわけにございまして。半分ぐらいもうでき上がつておるわけにございまして、ここで大貿易港をつくと、こういうことになっておるわけにございまして。現在すでに一号地から五号地まで

埋め立ては完了いたしましたして、コンビナートがすでに完了しております。たとえば新日鐵であるとか、昭和電工であるとか、九州石油であるとか、九州電力であるとか、その他等々、大企業、大工場が林立しているわけでありまして、けれども、したがって、それだけに公害もずいぶん出まして、昨年あたりはいろいろ問題があったようでありまして、ところが、さらに、この大分港を上げて六号地から八号地に至る大きな水面を埋め立てようとしている、こういう計画であります。これはまあ水産庁もおそらく知っておられると思うんですが、こういう事態が今日でも白昼堂々と進められておるといふことなんです。いままでのことはとにかくといたしまして、いろいろ欠陥があつても、まあとにかくいままでいろいろな事情もあつたでしょう。しかし、今日、こういうこの水産三法のような法律が提起されて審議しているこの段階におきまして、こういう事態がはたしてまかり通つていいのかどうかという問題を私は提起したいわけでありまして。

で、具体的に申しますと、この大分港というのは昭和二年に、第二種重要港湾に指定されました。第二種というのは戦後なくなつたわけでありまして、けれども、まあとにかく、そういうことから出発いたしました、三十六年—四十六年にわたつてその港湾区域の拡張が行なわれました。そして今日ではたいへん広い地域が港湾に指定されておると、こういうことでもあります。ところが、この重要港湾の中に共同漁業権が今日でも厳として存在しているわけがあります。大分漁協あるいは西部漁協あるいは白木漁協、三佐漁協、まあ約この四つの漁協がございまして、ここにこの共同漁業権があるわけでありまして。——こういう姿が、いま水産庁長官おっしゃったんですが、そういうところにもずいぶんあると、こういうお話なんです。ところが、こういうこの事態の中で実際問題といたしまして今日漁業が、漁労が非常に障害を受けておる。漁業権はあるけれども、いろいろ被害が起る。いままでのように漁獲量はあがらな

い、若い者はどこかへ出稼ぎに行つてしまふと。こういう事態で、きわめて深刻な状態であること、を私確かめてまいりました。いろいろまた陳情も受けましたが、こういう状態というものはたしてそのまま放置しておいていいのかどうかということ。私は、やはりもっとその辺ははっきりさせなければいけないんじゃないか。まあいろいろ関係者に聞いてみますと、従来はそういう重要な港湾と、それから漁業権というものは併存する、併立、両立してかまわないという考え方であつた。こういうことでありますけれども、現実問題を見ますと、そんな単純なものではない。頭の中で、ものを考えるようなことではございません。そこで、一体こういう重要港湾で漁業権があつて、そしてその漁業権で漁民がなりわいを立てておる、そういう状態にある港湾というのは、一体全国でどのくらいあるのか。まずその基礎的なデータを知りたいと思うんですが、おわかりでしたら、これは港湾局でも、農林省でもけっこうでありますけれども、聞かしていただきたいと思うんです。

○説明員(勝目久二郎君) 港湾区域の設定の問題と漁業権との関係につきまして、まず一般論で申し上げます。港湾区域は、目的といたしましては、港湾の管理運営のための区域といたしまして、港湾法に基づきまして設定をするわけでございます。本来そういうことで設定をされても、公有の水面でございまして、一般人の自由な使用に供されるということになっておるわけでございます。港湾区域というところで受けます行為規制も、港湾法の三十七条にございまして、港湾区域内の水域の占用でありますとか、港湾区域内の土砂の採取というものを規制するということに限つておるわけでございます。したがつて、これらの規制対象とされております行為以外、の行為、もちろん漁労活動もこれに入るわけでございます。これは港湾区域においても自由に行なうことができるということになっておるわけでございます。これは重要港湾、地方港湾の別を問ひ

ませんで、港湾区域内におきます漁労活動、港湾活動とは当然には抵触するものではないと、もともと競合して行なわれるものであるということになつておるわけでございますが、先生の御指摘のように、いろいろ実態といたしましては、漁労活動との調整が必要となるという場合も生ずるわけでございます。そのような場合には、漁業権の買上げをするというように、これは当該の事案にそれぞれ即して考えなければならぬと思ひます。そのような措置が必要になり、また現実、そういう措置がとられてきておることでございます。

全国的港湾におきまして、それぞれが、どのような実情になつておるかという点につきまして、ただいま資料の持ち合わせがございませんので、答弁は控えたいと思ひます。

○塚田大願君 いまの私の質問ですけれども、港湾局はどうも資料がないというが、だったら水産庁何かそういう資料お持ちですか。

○政府委員(内村良英君) こういう問題につきましては、そのつどそのつど県等から相談があつた場合に、いろいろ対策について協議しているわけでございます。ただいまのところ、それじゃ幾つあるかということになりますと、ちよつと資料を持っておりません。

○塚田大願君 私もしろつとでありますから、そんな詳しいことを知っておりませんけれども、そんなに私は、数がないんじゃないかと思うんです。重要港湾の場合、いまももちろん特定重要港湾、それから重要港湾、地方港湾というふうな区別がありますが、特定重要港湾は今日全国で十七、それから重要港湾が百と、それから地方港湾が約九百、——千近い。こういう状態でございまして、とにかくそういう意味ではそんなに重要港湾といふのはたくさんあるわけではない。したがつて、その港湾の中に漁業権というものが存在しておる、そしていろいろなトラブルが起るという、重要港湾でありますから船の出入りは当然多いわけ

であります。外国船がどんどん入つてくるわけがあります。御承知のとおり、重要港湾というのは港法によつて指定されておる、いわば国の利益に重大な関係を持つものを重要港湾として指定するわけでありまして、外国船はちろんどんどん入つてくるわけでありまして。したがつて、いろいろ漁労の上で問題が起きてくる。そういう重要な港湾の中に私は、漁業権が存在するといふこと自体がそもそもおかしいと思うんですが、しかしそれにしてもデータがなくては話になりません。私の知っている限りにおいては幾つもないと、十本の指に足りないぐらいだといふふうにも聞いておるわけでありまして、これはやはりこういう法案を、沿岸漁場整備開発法案といふふうな重要な法案を出しになるからには、私はそのぐらゐのデータを出していただかなければいけないんじゃないかと思うわけでありまして。その点ひとつ調べていただいて資料を出していただきたいと思ひますが、よろしくうございします。

○政府委員(内村良英君) 調べて提出したいと思ひます。

○塚田大願君 その点をお願いいたします。そこで、私の見ました大分のこの重要港湾では、漁業権に対する侵害が非常に何と云いますか、露骨だという感じを受けました。ところが漁民の皆さんというのはいへんという問題で公に抗議をされるとか、陳情をするとかなんかということについてなれていらつしやらない。だから泣き寝入りという姿が現実の姿でございまして、これはおそらく何もの場合だけではないと思ひます。ずいぶん全国にもそういう事例が多いんじゃないかと思うんです。そういう方々のお話を聞いてみますと、とにかく一体漁業権といふのは漁業法で保障されておるんじゃないかと。ところが、こういう実態になれば、漁業権とは一体何だと、どういふものですかという質問を私受けましてまことに答弁に困りました。こんなことは常識——漁業権がどういふものであるかぐらいはこれはだれでも知っていることでありますが、現

実にはその漁業権が、権利というものが侵害をされておる、平然としてそれが踏みにじられておる、これが実態だと思ふんです。したがって、それだけに私は、いまの状態のもとでは法のあり方についても私は検討していただく必要がある。これは明らかに矛盾であります。理屈の上では重要港湾に指定してもその水面は自由に利用していいんだということかも知れませんが、漁業権というのになりますと、実際に網を張り、網を立て漁するわけです。それが船の航行によって切られていくと、これでは自由も何も保障されないわけでありまして、もし両立するといふんだったらその操業の自由というものが確かに保障されなければ私は意味をなさないのでないかと思ふんです。

そこで、さらに具体的に御質問いたしますが、この大分港の場合は船舶の入港、入船状況というものが、これは県の調べでありますけれども、大体最近一年間に三万八千九百隻と、一年間で約六万隻、このうち外国船が五百九十隻、約六百隻ですね。この船は大体一万トン以上七、八万トンと、こういう大型の外国船であります。この純トン数が約一千万トンと、こういうことでありますから、まさに重要港としての面目躍如たるものがあると思ふのです。重要港として指定されたコンテナポートができておるのですから、これは当然のことでございますが、しかし一方、漁民の立場から見ますと、この被害がこういう実態であります。四漁協だけで、これは——これも県の調査でありまして、どうも私どもの調べた数字といふいろいろ食い違っておりますが、一応いまのところ信憑性のあるデータは県のものだと私考えますので、県からいただいた資料で申し上げます、四十八年に建て網漁具が三十二件、約四百萬円の損害である。四十九年にはまだ四件で、六十萬円である。こういうことですね。ところが、この

被害がどういふふうな処理されたかということについてはさっぱりわからないんです。ただ、私どもが調べた数字によりますと、この四漁協のうち西部漁協というのが一つございましてけれども、四十八年で十三件事故があったと。そのうちその被害が約二百萬円だ。これはたいへん、まあ漁具そのものの被害だけを計算したようでありまして、十三件あると。ところが解決したのはたったの一件だと、一つだと、こういうことなんです。ですから、被害は起るわ、しかしあと始末が全くされてない。じゃあどうしてあなた方は黙っているんだといって私、逆に質問いたしました。そんな被害があるのに堂々と交渉したらいけないかと。そうしましたら、いや、それはもう何回も県にも行き、交渉もした。あるいは海上保安部にも行った。だけれども、県としてはそういうものは直接扱わない。いわば道路の交通事故みたいなものだから、被害者と加害者で話し合いなさい。こういうことだといふのです。あるいは海上保安部へ行きますと、漁業権より港則法が優先されるんだと、こういうことをある幹部は言っておるんです。これは名前もわかつています。そういう状態で、何とも取りつく島がない。ところが、漁民にすれば、何しろ夜夜中網を切られることもある。あるいは昼間であつても、たとえば外国船だったら、外国船に乗って、ことも通じないのに交渉しろといつても交渉できるわけがない。しかしさすがに漁民魂といひますか、中には外国船に乗り込んで、ことばは通じないけれども、手ぶりで、話をして、そうしてやったという話もあるんですね。まあこんなのは全く常識外の話なんですが、とにかくそういう状態では置かれておる。これは何とかしてやらなければいけない。こういうことなんですけれども、こういう姿を、港湾局にいたしましたも、あるいは海上保安庁にいたしましたも、あるいは水産庁としても、ほんとうに実態をつかんでいらつしやるのかどうか。そして、これに対してはどういうふうにしたらいけないかというふうにお考えなのか。その辺率直にひとつ聞かしていただきたいと思ふわけでありまして。

○政府委員(内村良英君) まず最初に、港湾法と漁業法との関係でございますが、区画漁業権の免許にあたりまして、漁業法の第三十四条をもつて制限条件を付するといふことは、この大分港だけではなしに、他府県にも例がございます。それは、たとえばノリの養殖の場合に、養殖の必要を全面的に立てますと、養殖業者の専用漁場として行使される自組合の漁船や他の小型船舶の航行に影響もあるといふようなことから、適正な航路をとる必要があり、そのため制限措置を設けるといふ意味で、制限条件を付することはございます。それから大分県の問題につきましては、私どもが聞いておりますところでは、県が——漁具被害につきましてはたゞいま先生から御指摘のございましたような被害があつたといふことは私も聞いております。そこで、これを防止するため、今後船舶の泊地の移動、あるいは被害補償等について地元関係の漁業者と県が協議をしておるといふふうに聞いておりますし、さらに、昭和四十八年度におきましては、関係の各種企業が漁業関係に迷惑をかけたということで、別府湾の四組合を含めました六組合に対して六千万円の見舞い金が払われているといふふうに聞いております。

○塚田大願君 それは何年ですか。

○政府委員(内村良英君) 四十八年でございまして。

○塚田大願君 海上保安庁及び港湾局はどうですか、いまの問題について。

○説明員(山本了三君) 先生が御指摘になったとおり、大分の港内において漁網の被害が発生しておるといふことでございます。で、御承知のように、大分の港には港長がおります。港長の職務は、これまた御承知のように、港内におきます交通の安全と、それから港内におきます整とんをつかさどると、そういう職責がございまして。したがって、四十九年、大分の港内におきまして漁網の被害が起きたということ、大分の港長は、

関係の漁業組合、それから関係の船舶、それに港湾管理者、こういった関係者を集めて、この被害防止について協議をいたしております。で、その結果、船舶の錨地を関係者協議の結果、三カ所四十三年においては決定いたしました。そして、その錨地に船が入ります場合には、二十四時間以前に船舶関係者から関係の漁業組合に通報すると、そういう取りきめになっております。で、通報を受けました漁業組合は網を揚げる。で、その網を揚げる際の補償金として、一回につき五千円を支払うと、そういう話し合いになって、現在それが実施されておるといふことであります。したがって、海上保安部といたしましては、港は船舶の交通の場であり、かつまた漁業権が設定されております区域におきましては、漁業の場でもあるという両面から、両方の安全の調整をはかつておる、関係者を集めて調整をはかつておる、そういうやり方をいたしております。

○塚田大願君 最初に水産庁長官が言われました補償というものは、これは公害がありまして、去年、かなりの会社と漁協の間でいろいろ問題がありまして、これは補償がかなり出たことは事実です。この公害は、私は、きょうは公害対策委員会じゃありませんから特に言わなかったのですけれども、まあシアンであるとか、PCBであるとか、ずいぶん幾つかの、十近くの会社が、大分川から流れておる、ずいぶん被害があつたんです。よ。そのときの補償でありまして、これは直接漁網の被害やなんかではないんです。私がきょうお聞きしているのは、そういう直接的な問題をお聞きしておるわけでありまして、それから制限事項があることはこれは当然でございます。交通道路だつていろいろ制限があるわけでありまして、それはあつてもいいんですが、しかし何か、ちやうど道路では人と自動車事故を起こしたときに自動車に優先に立つといふふうな、いつときそういう傾向がございました。いまは人命のほうが尊重されるようになりましたが、港の場合にはやはり

大企業、大船会社というものが、どちらかというのと優先して、小さな零細漁業、漁家などというものが無視される、そういう傾向が私はいまでもあるんだと思うんです。そのために、こういうた零細企業が泣き寝入りさせられると、こういう結果になっているんじゃないか。ですから、県の水産、保安部——海上保安部などは港則法が優先するんだなどという漁民の陳情をはねのけてしまふ、こういうことがなきにしもあらずだと思ふわけで、そこで私が問題を出すわけであります。いま水産、保安庁で調査をする、調整ならけつてうですけれども、この陳情やなんかをむげに拒否をする、無視すると、こういうことではこれは調整ではございませんから、やはりそういう点は私は一つ一つ改めてもらわなければいけないと思ふわけであります。

そこで、次の問題ですが、こういう被害ですね、たとえば先ほど数をあげましたけれども、西部漁協だけで十三件のうちたつた一件だと、こういう解決のしかたですね。そうすると、たとえばこの漁協だけでも十二件は未解決で泣き寝入りさせられておると、こういうことになるわけであります。全部を含めればもっと三倍近い数字になるわけでありますけれども、こういう場合、一体そういう零細漁民に対する補償というのはどうして解決をするのか、なるほど当て逃げといひますか、引き逃げといひますか、とにかくどっかへ、加害者は船でありますから、どっかへ行っちゃった。もちろんその船がわかっていれば、その代理店なり何なりに交渉できるでしょうけれども、そういうこともわからない。で、ただ、その被害で泣き寝入りをせざるを得ないと、こういうケースに対してはどが責任を持ってそういう交渉なり、補償なりをやっていくのか、国がやってくれるのか、県がやってくれるのか。その場合には一体どうしたらいいというふうにお考えなのか、それをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 先ほどまいわゆる加害者があるんだけれども、それがはっきりしない。

公害の話がこの委員会の審議でも出たわけでございますが、私も水産関係者といまして一番頭を痛めている問題は、この問題が大きな一つでございます。と申しますのは、付設してある漁具が夜どっかの船に引っかけられる、そこで被害を受ける。ところが、夜なもので、どの船がやったか全くわからないというようなケースがあるわけでございます。その場合に、法律的にいいますと、加害者に請求すべきではないかということになりまして、これは民事上の問題だ、こういうことになるわけでございます。ところが、と申しますのも加害者がわからないということでございますので、これどうするかという大きな問題がございます。そこで、私もどなたかといましては、いろいろ、先ほどまことにとお話が出たわけでございしますが、油濁の問題につきましては、関係の四省で根本対策を考えよう。また、こういった問題につきましても、どうするか、水産庁がある程度イニシアチブをとって考えなきゃならぬ問題だといふふうな考えておりますが、いまのところ法律的に申しますと、これは民事の問題じゃないかといふことになってしまふわけでございます。

○塚田大願君 民事の問題だから、だれか国なり県なりが仲を立てて、話し合いができる条件をつくってやらなきゃ、これは漁民の皆さんがどう手弁当でさがしてみたってどうにもならないわけですね。ですから、私は、そういう面できつ積極的な姿勢がなければ、どんなりっぱなことを言っても、絵にかいたもちのような法案になってしまふので、やはり実のある心のこもった対策というものが必要だろと思うんです。この問題は、これからの一つの課題としてひとつ研究していただくといひまして、まだあるわけですね。

たとえば、ここに海上保安部が出しました航路の航路図があるわけですね。この重要港湾の区域が指定される、この重要港湾に対しては、船はこれこれの方向で、この地点から、この港に入つてこなければならぬという、赤線で引いている航路の指定があるわけでございます。ところが、聞

いてみましたら、こんなものは実際守られていないというのですね。これは方々から来ますね。別のほうからも、関西からも、宇和島のほうからも来ます。この重要港湾の入り口で一点に集中して、この線に入ってこい、こういうふうな指定をされているわけですね、航路を。ところがそんなことは全然守られておられない。あらゆるところから入ってくる、右からも左からも。ですから、漁業権があつて、そこで網を立てても、この辺は主として建て網で、建て網漁法ですが、もうしょっちゅう被害を受ける。こういうことなんです。これはもう明らかに私は海上保安部の責任じゃないかと思ふんですが、これはどうでしょう。

○説明員(山本丁三君) 申しわけありませんが、先生のその資料をちょっと見せていただきたいのであります。

○塚田大願君 どうぞ、どうぞ。

【資料提示】

○説明員(山本丁三君) 先生の御指摘の図面は「定期旅客船航路及び港域図」といふふうなものになっております。これは海上保安庁がこの航路を指定したというものでございせん。こういうところを通過してくるであらうといふふうな指定して引いた線でございます。御承知のように、港には航路というのが指定されるということになっておりますけれども、その航路ともこれはまた違つております。

それからもう一つ申し上げたいのは、さっき私が先生に御答弁申し上げたとおり、港域内に建て網が設置されております。したがしまして、船舶が港域内に入りまして投錨いたします場合には、港長が投錨位置を指定するということになります。その指定するのはさっき申し上げたとおり、関係者の皆さんで協議した三カ所——このあたりは三カ所であるといふことでございます。これもさっき申し上げましたが、そこへ投錨いたします場合には、二十四時間以内——二十四時間より早くとも早くとも、その前に漁業者のほうへ通知をしますと、通知を受けた漁業者は網を揚げると

いう約束になっております。したがしまして、これが厳密に行なわれまますならば、漁網の被害といふことは起こらないであらうと、そういうふうな私は考えます。先生が現に指摘されました最近の漁網の損害発生につきまして、私も一応調べましたところでは、新産都市建設局のほうから、こういう被害が最近起つたという連絡を保安部が受けております。海上保安部はさつそく関係者に調査をいたしております。私も聞いております。範囲におきましては、通知はあつた、しかし、しけておつたので漁網を揚げるのができなかったと、そういうことのごうでございます。

○塚田大願君 そのいまの航路図は、これは海上保安部の名前がちゃんと入つておりますが、私、専門じゃありませんから、これがどういふ規定に基づいてこういう航路図ができておるのかよくわかりませんが、しかし地元の皆さんはそういうふうな理解をしておるわけです。ですから、これは地元で私はもらつてきたのです、漁民の方から。ところが、実際にはそうじゃない。ここにも一つ問題があります。

それから、いまおっしゃつた錨地の問題です。これは、確かに第一錨地から第三錨地は、この旧大分港のすぐそばにあるわけです。旧大分港といふのは、生石泊地といふのですか、そういう名前前のところですかけれども、その近くに第一から第三まで錨地がございまして、確かにおっしゃるやうに四十三年にこれが設定された。もちろんそのときには話し合いができて設定されたわけでありまして、そして連絡費としてまあ五千元、一回について渡す。こういうことになっておるわけですね。ところが、中身を聞いてみましたら漁協が四つありますが、この辺の漁協は三つです。この三つのうち大分漁協が三をとり、西部漁協が一をとり、白木漁協が一をとると、こういう分配のしかたになっておる。五千元を五つに割つてそして三、一、一とこうとすると、こういうことになっておるわけです。

ですから、まあこれはほんとうに、さあ船が入

ってきた、網を揚げるといってかけつけると、錨地まで、その一回の油代にもなるかならないかという程度のものでしよう、いまだき。ですから、こんなものはない問題にならないと思うのです。私、じゃあ、あなた方承認したのじゃないかと聞きました。それなら、そうだ、承認はしたけれども、四十三年の時点で今日のことを予想できなかったと、あんなに大きな外国船が入ってくるのを。ところが、その錨地の中身知っていますか。中身というのは半径百メートルですよ。この錨地、第一、第二、第三の錨地、半径百メートル、直径で二百メートル。いまの外国船、でかい十万吨クラスの船だったら三百メートル近くあるでしょう。一回転するといったら百メートルや二百メートルでは片はつきませんよ。そうでしょう。半径とにかく百メートル、直径二百メートル、そういう錨地ですよ。だんだん船が大型化してくると、実際には、一回五千円もあっても、ほんとにこれはもうどうにもならぬというのが実情だと思ふのです。これがいまのおっしゃった錨地の状態なんです。ですから地元の方々は、この錨地を遠くへ移してくれと、こういう要請をしておるわけですよ。ところが、今度県のほうは移してもいいけれども、税関がすぐそばにあるので、この税関の建物を遠くへ、そっちへ持っていくかなければ、錨地を移すこともできない。こういうことを言つて、この錨地の撤去をなかなか認めないと、こういうことなんです。みんな自分の都合でやっておるのですよ。二号地でしたかな、二号地のほうへずつと遠いところへ持っていくという計画があったのですけれども、それもそのままだ。それで被害だけは依然として起きてくると、こういう状態なんです。これについては、海上保安部はどういうふうに考えていますか。

○説明員(山本三三) 先生の御質問の件でございますが、初めに五千円は安過ぎるではないかというお話ですが、これは私どもの所掌を若干離れているのじゃないかと思ひますので……。

○塚田大願君 それはいいですよ。

○説明員(山本三三) よろしうございますか……。それから錨地を遠くへ持っていくという問題でございますか。

○塚田大願君 いや、範圍、そんなものでいいですか。

○説明員(山本三三) 錨地の半径が二百メートル。

○塚田大願君 半径百メートル。
○説明員(山本三三) 半径百メートルというお話ですが、錨地、いかりをおろすところが半径百メートル、直径二百メートルと、そういう範圍でございいます。おろすところでございますね。いかりが入っているところが、その範圍内に入る、こういうことでございます。したがって、船体そのものが大きければ、その範圍外に出ているということは当然あるかと思ひます。これはまあ当然の話じゃないかと思ひますのでございしますが……。

〔委員長退席、理事堀木又三君着席〕

○塚田大願君 当然だというのは、何が当然なんです。だからさういう、矛盾しているでしよう。もしその近くに網があったら、みんなひっかけられることになるじゃないですか。錨地として認めたとしても、それはその周辺の網もやられるという理屈になるので、もし錨地をほんとうに設定をするのだしたら、いまの実情に合ったように、もっと広範圍にするとか、そのための補償を何とかするとか、何か考えないと、いまの現状ではこれはどうにもならないということなんです。これでは大きな被害が起きるということなんです。この錨地の設定そのもの、あるいは錨地の条件、こういうものをどこへ移すということを含めまして、私は検討する必要があるのじゃないか。地元では錨地を遠くへ移していかないと、もう予定地があるのですから。ところが、県のほうは、おれの都合が悪いといつてなかなかやってくれない。こういうことなんです。実情は、だから、これはひとつさういふ点を積極的に指導して解決していくのは当然だと思ひます。

それから第四錨地というのがあるのですよ、あなたおっしゃってないけれども、第四錨地というのが、やっぱり二号地の先にもう一つあるのです。で、これも非常におかしいのですけれども、共同漁業権者である四つの漁協には何にも話がない。全然無断で錨地ができておる。ただ、その地先の、地元の三佐漁協というのだけは話をしている、こういうことなんですけれども。しかし漁業権は共同企業権なんです、四つの漁協でできている。ところが、ほかの組合には全く無断でやっている。まあさういふ実態もあるわけなんです。ですから、何か錨地というものをまことに簡単に考へて、まあ港灣サイドで考へて、船舶本位で考へればそれはそれでいいのかもしれないけれども、そこには厳として漁業権があって、漁民の皆さんが暮らしを立てているわけですから、そういう錨地の設定であるとか、条件であるとかいうのは、もっと厳密でなくちゃならぬと私は考へるのです。

それから、もう時間ありませんからついでに言っておきます。これも御答弁願ひたい。

先ほど話しました旧大分港ですね、生石泊地。この小さい、昔の漁港ですから小さいものです。このすみっこにあるんですね。ここにも実は漁業権があるんですよ。ところが、これは行つてみて驚きました。ここに関西汽船ですか、いわば觀光用の関西汽船の船が、一隻二、三千トンの船がとまっておりますけれども、とにかくそのでかい船が一隻入るともう満ちに近いくらいなやうなやうな港なんです。で、古い港なんですから、これは無理もないんです。ところが、その中にも漁業権があるんですよ。しかし、實際問題としては、そんなところで漁業ができるはずはないでしよう、もうほんの船が一隻入ったら一ぱいになるやうな港です。さういふものに對しては、地元から漁業権の買い上げが要求されておったんですよ。ところが、それは無視されている、こういうことです。これでは全く力がある者が、大きな者が、何をやってもかまわないということになりかねないんです。

ですね。スズメの子をこのけそこのけお馬が通るという、あの一茶の有名な川柳はまさにここではまかり通つておるんです。お馬だけがいつて通つておると、こういう実態だと私は感じたわけですから。こういう点でやはり私は、こういう側面を解決していただかなければ、沿岸漁業の発展というふうなことは、幾ら看板をかけても私は、それが実つてこないではないかと。じゃ、その責任をどうするのだということを私は申し上げたいわけですが、いまま言つた幾つかの問題について、ひとつ最後に海上保安庁及び水産庁から所見をお聞きしたいとして私の質問を終わります。

○説明員(山本三三) 最初に指摘されました錨地の大きさ、半径百メートルという問題でございますが、私も網に被害を与えるのはいかりをおろすとき、上げるとき、いかりによって被害が起ると一応考へておりました。したがって、いかりを入れる範圍が二百メートルぐらいあればいいんだらうと、さういふ考へ方にまず立脚いたしておりました、ということをおし上げます。

それから錨地の移動、それから錨地の設定の条件、さういふ点につきましては、先生の御指摘のとおりでございます。海上保安といたしまして、港内の船舶交通の安全と、それから漁業の安全といひます。漁業の安全と、それから漁業の安全といひます。この問題は当然両立するように努力しなければならぬものと、さういふふうには了解いたしております。したがって、大分の場合におきまして、錨地を設定いたします場合には、関係者の協議を行つて設定いたした次第でございます。

なお、問題が現地にあらうという御指摘でございますので、私も、現地であらためて関係者の協議を持ちたいと思ひておりました。

○政府委員(内村良英君) 水産庁といたしまして、その点につきましては、関係省庁、県と十分協議いたしまして、関係漁業者が円滑に操業できるようにつとめたいというふうに考へます。

○塚田大願君 最後に一つだけ、大臣にひとつ締

めくりでお聞きしたいと思うのです。

中身についてはもうお聞きのとおりですが、せっかく沿岸漁業の発展というのを言われておりますが、ただ、先ほどからも論議が出ましたように、あの六月の海洋法会議を見ましても、まあ二百海里説が出るということ、まあこれもいままぐそう簡単にいかないというふうな先ほど答弁もいろいろございました。あるいはそうかもしれせん。それからまた、この間の質問に対して水産庁長官は、まあ二百海里説がかりに通つても、その二百海里の水域での漁獲量というのは大したことではないと。二国間協定もあるし、話し合いをすればそれほど大きなあれはないだろうというふうなお話もございましたけれども、しかし、いづれにしても、やはり資源ナシ・ナリズムというのは今日、国際的な一つの傾向でございます。まあ今度石油問題では痛いほどわれわれ経験させられているわけです。まあそういう面から言いますと、沿岸漁業をどうやって発展させるかというの、私はやはり一つの柱ではないかと思うのですよ。

なるほど沖合い、遠洋漁業もけっこうでございますが、こういうものが大きくなつても、それは漁獲量はある程度上がるかもしれませんが、これは主として大船会社あるいは大水産会社が利益を得るということですけれども、しかし、沿岸漁業の場合は、これはもう明らかに一般漁民の生活がかかっておる問題でもあります。そういう意味で、民生の安定、国民生活の向上という観点から見ましても、私は単に漁獲量が云々というふうな数字をあげての話ではなくて、ほんとうに質的に日本の漁業を発展させるという意味で、私はこの沿岸漁業対策をもっとひとつ真剣に考えていただきたい、このことを大臣にお伺いしまして、私、終わりたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) この三つの法律を御審議願いますとき、私どものほうから提案の理由を申し上げました精神も、それからまた、漁業白書等で私どもが強調いたしております点をござんい

ただきまして、特に沿岸に非常な力を入れておることは御了解いただけることだと思っております。ところが、先ほど来多くの方々とこの間に質疑応答がありましたように、昨今新しいいろいろな事業等が起りまして、それに伴う公害、そういうもののために大事な漁場が失われてまいるというふうなことは私どもにとつてなかなかたえがたいことでございます。したがって、そういう方面、やはりこれも一方において大事な事業ではございますから、調整をとりまして、私どもの所期の目的を達成されるように最大努力をいたしてまいりたいと、こういうふうに思つておる次第でございます。

○理事(堀木又三君) 三案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十二日)

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則

(保険料の額の特例)

第五条 昭和五十年一月から同年十二月までの月

分の保険料の額は、新法第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、一月につき千六百五十円とする。

2 前項に定める保険料の額は、昭和五十一年一月以後においては、新法第六十五条第五項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより所要の改定が加えられるものとする。

昭和四十九年五月十七日印刷

昭和四十九年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z